

令和七年十一月青森県議会第三百一十四回定例会会議録 第五号

令和七年十二月三日（水）議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第一号から議案第三十三号まで及び報告第一号から報告

第七号まで等に対する質疑

第二、議案第三十二号委員会付託省略

第三、議案第一号から議案第三十一号まで及び議案第三十三号委員

会付託

第四、請願・陳情委員会付託

第五、発議第一号から発議第三号までは、提案理由説明を行い、委員

会付託は省略し質疑、討論及び採決

第六、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第一号から議案第三十三号まで及び報告第一号から報告

第七号まで等に対する質疑

第二、議案第三十二号委員会付託省略

第三、議案第一号から議案第三十一号まで及び議案第三十三号委員

会付託

第四、請願・陳情委員会付託

第五、発議第一号から発議第三号までは、提案理由説明を行い、委員

会付託は省略し質疑、討論及び採決

第六、議長休会提議

出席議員四十五名

議長工藤慎康

副議長齊藤爾

一番工藤慎康

二番工藤貴弘

三番井本貴之

四番工藤悠平

五番小笠原大佑

六番夏堀嘉一郎

七番大澤祥宏

八番北向由樹

九番大平陽子

十番斎藤孝昭

十一番夏坂修

十二番後藤清安

十三番吉田ゆかり

十四番大澤敏彦

十五番成田陽光

十六番福士直治

十七番大崎光明

十八番木明和人

十九番菊池勲

二十番小比類巻正規

二十一番高畠紀子

二十二番鶴賀谷

二十三番寺田達也

二十四番花田栄

二十五番吉俣洋

二十六番川村

二十七番寺田達也

二十八番齊藤政人

二十九番寺田達也

三十番高橋修一

三十番寺田達也

三十一番寺田達也

三十二番高橋修一

三十三番寺田達也

三十四番高橋修一

三十五番寺田達也

三十六番高橋修一

三十七番寺田達也

三十八番安藤晴美

三十九番寺田達也

四十番丸井裕

四十一番寺田達也

四十二番阿部広悦

四十三番寺田達也

四十四番寺田達也

四十五番寺田達也

四十六番	田名部 定男	四十七番	伊吹信一
四十八番	鹿内 博	会計管理	小坂秀滋
四十二番	森内 之保留	危機管理	築田潮
四十三番	清水悦郎	国スポ・障スポ局長	出崎和夫
		警察本部長	安田貴司
		監査委員	佐々木知彦
		人事委員長	奥崎栄一
		選挙管理委員会事務局長	工藤正明
		病院局長	田口晋

出席事務局職員	出席事務局職員
局長 工藤康成	次長 伊藤敏文
議事課長 角田正人	総括主幹 土屋順司
総括主幹 下村恭子	<small>総括幹事会員 中野弥寿喜</small>
主幹 山口友一	主査 中畠祥将
副知事 小谷知也	
副干事 奥田忠雄	
総務部長 澤純市	
財務部長 千葉雄文	
総合政策部長 後村文子	
交通・地域社会部長 若松伸一	
環境エネルギー部長 船木久子	
健康医療福祉部長 豊島信一	
経済産業部長 上沢謙義	
観光交流推進部長 斎藤直樹	
農林水産部長 成田澄文	
県土整備部長 新屋孝文	

地方自治法第二百二十二条による出席者

知事 宮下宗一郎	副知事 小谷知也
副干事 奥田忠雄	
総務部長 澤純市	
財務部長 千葉雄文	
総合政策部長 後村文子	
交通・地域社会部長 若松伸一	
環境エネルギー部長 船木久子	
健康医療福祉部長 豊島信一	
経済産業部長 上沢謙義	
観光交流推進部長 斎藤直樹	
農林水産部長 成田澄文	
県土整備部長 新屋孝文	

○議長（工藤慎康）　おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長（工藤慎康）　議案第一号から議案第三十二号まで及び報告第一号から報告第七号まで等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

三番井本貴之議員の発言を許可いたします。——井本議員。

○三番（井本貴之）　おはようございます。自由民主党の井本でございます。早速質問に入らせていただきたいと思います。

議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について質問してまいります。

歳出六款六項十目「水産業振興費」、ホタテガイ親貝確保緊急対策事業の内容等についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康）　農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人）　本事業は、ホタテガイの産卵期間である

令和八年一月から三月までの間、成貝の出荷を抑制することで産卵する親貝を確保し、安定的に採苗できる環境を整えることを目的としています。

事業内容としては、漁業者がホタテガイの出荷を抑制した場合、その期間にへい死することや、産卵後に重量が減少することなどにより収入の減少につながることから、出荷を抑制した漁業者に対する損失を補填するため、むつ湾漁業振興会が造成する二億円の基金に対して、その二分の一を支援するものです。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 親貝をしっかりと確保して、来シーズンのラーバーの採苗を円滑に行っていくという目的があると理解いたしました。ただ、今年に関してもラーバの採苗状況は悪くなかったと記憶しておりますが、それにもかかわらずへい死が続いてしまったということを考えると、親貝をしっかりと確保したとしても、どうしてもへい死というのがまた起ってしまう、「二の舞」になってしまふ可能性が非常に高いのかなと危惧しているところでございます。

根本的な原因究明、原因の一つと考えられる高水温に対応した養殖技術の開発が必須であろうかと思うんですが、高水温に対応した養殖技術開発の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 高水温に対応した養殖技術については、これまで行ってきた水温に応じた養殖施設の水深管理に加えて、餌の分布状況を考慮し、まずは餌が多くある浅い水深で稚貝を成長させ、その後、水温が低い下層に沈める新たな管理技術の研究を行っているところです。

また、成貝養殖における適切な収容枚数や作業時期などを検証しており、収容枚数を減らし、水温が二十三度を下回ってから一ヶ月以上体力を回復させた後に養殖作業を始めるなどでへい死リスクが低下するこ

とを確認しています。

さらに、近年の気象変動により、高水温を前提とした生産体制を構築する必要があることから、開発までには時間を要するものの、高水温耐性の向上を目指した品種改良について、国や大学と連携した取組を検討しているところです。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。開発にはすごく時間がかかることがあるのもお伺いしていますし、認識はしておりますので、引き続きしっかりと着実に進めていただければなと思っております。

先日、小比類巻議員のお話でもありましたけれども、三沢市のホツキガイも規制をかける方向に動いているというお話が出ておりましたけれども、今までいなくて取れなかつたのが、目の前にいるのに取れないという状況だけでも何とか打開していきたいなと思つております。

あと、ホタテガイの漁師で兼業でナマコ漁をやられている方が、自分の地元の下北の川内、脇野沢でも結構多いんですけども、これまで中国の禁輸措置の前は一キロ六千円前後で取引されていたものが、今は千三百円ぐらい、地域によつては千円を切つているところも出てきてるというお話も伺つておりました。ホタテの副収入として当てにしていた方も多々いらっしゃると思いますので、そこを考えると、いなくて取れない、いても取れない、取つてももうからないという三重苦が見受けられますので、しっかりと支援をしていただきたい。そして、その中でもホタテの養殖に関しては、百億円産業として青森県の水産業をしっかりと牽引してきたと私も認識しておりますので、今補正予算の親貝確保をは

じめ、明確な原因究明、高水温に対応した養殖技術の確立に向けて、迅速に力強い対応をお願いしまして、次の質問に参ります。

次は、県土整備部における公共事業のゼロ債務負担行為についてお伺いいたします。

まず、確認の意味も込めまして、ゼロ債務負担行為を設定する目的についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） ゼロ債務負担行為は、次年度に行う工事等に債務負担行為を設定し、当年度中に入札、契約を締結することにより、当年度内または次年度早期の着工を可能とするものでございます。設定する目的の主なものといたしましては、施工時期の早期化により、事業効果の早期の発現が期待できるほか、年度の切れ目なく適正な維持管理が可能となること、適切な工期の設定により、施工品質の確保につながること、また、工事の閑散期となる年度当初の工事量を確保し、平準化につながることなどがござります。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 来年度始まつてすぐに発注、着手ができるようには設定しているということで理解いたしました。どうしても年度初めだといろいろ慌ただしくなったり、人事異動等もあって引継ぎ等も推測されますので、非常に有益な手段だと思っております。

ちなみに、今定例会に上程されているゼロ債務負担行為の内容についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） ゼロ債務負担行為の主な事業といたしましては、工期の確保のため、早期の着手が必要な道路改築などの事業、雪解け直後から舗装補修を行う道路維持修繕事業、出水期前に実施すべき河床掘削などを行う河川改良事業などとなつております。社会資本整備総合交付金事業と県費単独事業とを合わせた設定総額は約八十二

億円となつております。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 冬になると当県は雪が降るわけですがれども、雪が降っている冬季だと除雪してから工事に入らなきやいけなかつたり、あとは視界不良だつたり、滑りやすかつたりと、生産性も大分落ちてくることも想像されるんですが、いかに雪のない時期に公共工事をやるかというところが工期の短縮であつたり、予算の低減にもつながつてくると思うんですけども、公共事業の発注額の月別推移を見ると、四月と五月が非常に低くなつていてることが分かります。恐らく議会の採決のタイミングだつたり、国の補助金の詳細が出るとか、様々理由はあるんだとは思うんですけども、先ほども述べたとおり、雪が降らない期間にいかに工事をこなしていくかというところが青森県にとっては非常に大事なことになるのかなと思っておりますし、あと、人手不足もあるので、一時期にだあつと工事が集中すると、結局自社でこなせなくて外注に出さなきやいけなくなると企業の利益も減ることにもなりますので、できるだけ平準化していくといふいう取組が必要ではないかなと思つております。

そこで、建設業における働き方改革を推進するためには工事量の平準化が重要と考えますが、県の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 建設業の働きやすさを向上させるためには、工事量の平準化の取組が重要であり、これにより、年間を通じて建設業者の施工量が確保され、経営の安定化に寄与するとともに、公共工事に従事する方の長時間労働の抑制、休日の確保といった労働環境の改善などの効果が期待されるところです。

そのため、県が発注する公共工事では、ゼロ債務負担行為の活用に加え、年度をまたぐ工期の設定や延長、一定期間内で現場着手日を選択できる余裕期間制度の活用などの対策を講じています。

県では、今後も建設業界の意見も伺いながら、工事量の立準化を推進することにより働き方改革につなげ、県内建設業が選ばれる業界となるよう取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 人を雇い入れる場合もそうですし、何か重機を買おうとした場合もそうですし、先立った目標があれば、やはり企業としてはそれに取り組みやすいことがあると思いますので、年間を通じて仕事が切れない状況をつくつていっていただければありがたいなど思っております。

次に、債務負担行為、令和七年度交通安全施設整備費についてお伺いいたします。

まず、通学路のスクランブルラインの事業等についての取組だと思うんですが、本事業の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 通学路スクランブルライン事業とは、小学校周辺において、県警察が施工する横断歩道と道路管理者が施工する中央線や外側線の塗り直しを入学式前までに合同で実施するものであります。これにより、運転者や歩行者が横断歩道や中央線を視認しやすくし、児童の交通安全を図るものであります。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 道路を走っていると横断歩道が大分薄くなつてしまつている箇所とかが結構散見されます。ふだんから意識して信号のな

い横断歩道ですと一時停止するように、横断している人がいないかどうかとも想定されますので、それらが迅速に改善されるのは非常によい取組であると感じておりますが、本事業を実施する時期については、いつ頃を予定しておりますでしょうか。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 本事業の実施時期につきましては、県管理道路の横断歩道や中央線などの塗り直し工事を雪解け後に開始し、小学校入学式前までに作業を完了させるスケジュールで検討しております。国及び市町村管理の道路につきましては、現在のところ、実施の可否を含め、調整中であります。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 雪がなくなつて、除雪によつて薄くなつてしまつた線がちょうど見えてくる時期だと思います。外側線とか、中央線があらわになる時期だと思いますし、入学シーズン、新入生が増える時期に当たると思いますので、できるだけ早期に作業をお願いしたいなと思っています。

特に学校周辺に関しては、歩行者や車双方のためにも迅速に行つてほしいと思うんですけども、学校だけでもかなりの数に上るかと思いますが、本事業を優先的に実施する箇所とかはあるのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 通学路スクランブルライン事業で優先的に実施する箇所につきましては、小学校周辺の事故発生箇所、交通量が多い箇所を優先的に選定することとしております。

なお、令和八年春の雪解け後において、除雪等による影響で横断歩道や中央線が薄くなつている箇所を確認してから最終選定し、実施することとしております。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 歩行者の安全確保ももちろんなんですがれども、最近の自動車の運転支援システムも、GPSの情報に加えて、外側線とか中央線も自動的に認識して、今、自分の走つている走行ルートとかを検知する機能があると思うんですけれども、自分もハンドルアシスト中にロストして警告が出ることが多々あります。歩行者の安全確保が第一

の取組であることは重々分かるんですが、せっかく安全のために組み込まれた車のシステムでもありますので、はみ出し事故防止の観点からも、全ての道路において隨時取組をお願いしたいと思います。

次は、議案第十二号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等についてお伺いいたします。

まずは、条例改正の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の条例改正は、令和七年十月六日付の県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく職員の給料月額の改定等を行うものです。

具体的には、給料表について、若年層に重点を置きつつ、全職員の給料月額を引き上げること、期末・勤勉手当の支給割合について、年間〇・一月分引き上げること、通勤手当について、自動車等使用者に対する通勤手当の支給額の上限を引き上げるとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当を月五千円を上限として新設すること、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象職員の範囲について、これまで異動に伴い転居した職員としていたところ、採用に伴い転居した職員も追加すること、義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに、支給限度額を引き上げることなどとなつております。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。

今回の給与の改定に伴つて、俗に言う臨時職員というんですかね、会計年度任用職員の給料及び報酬額も引上げになるんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 県が一括して採用試験を行い、非常勤事務員として任用している会計年度任用職員の基本給については、非常勤事務員の給与等取扱要綱に基づき、類似する業務を行う職である行政職給料表の一級一号給から一級五号給までの範囲で、個々の職務経験等に応じ

て決定し、勤務時間に応じた額を支給することとしているところです。このため、今回提出している条例案のとおり、職員の給料月額が引き上げられた場合には、会計年度任用職員の基本給も同様に引き上げることとしています。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 次に、今回の条例改正では、人事異動などで転勤した場合に支払われる特地勤務手当の支給対象の拡大も含まれていること伺っておりますが、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大することとした理由についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 本年、人事院は、生活の著しく不便な地に所在する官署等に勤務する職員に対する特地勤務手当に準ずる手当について、当該官署に異動したこと等に伴い転居した場合のほか、当該官署に採用となつたことに伴い転居した場合を支給対象に加えるよう勧告いたしました。

本県の特地勤務手当に準ずる手当の支給対象については、国の制度に準じてきているところ、本委員会では、本県においても採用時から生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員が現に生じていること等を踏まえ、国に準じて改定することが適当であると判断し、新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に勤務することとなつたことに伴い転居した職員に対しても支給するよう勧告したものでございます。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。先日、今回の二十二億円が職員給与等で補正予算になるというのがテレビでちょうど報道されまして、それを見た市民の方から、私たちがこんなに生活が苦しいのに、二十二億円も増えるのは納得いかないというお話をされまして、結局、九九・九%が中小企業である今の青森県の状況ですると、なかなか給料の

増額は民間企業だと実現できないので、そういうふたルサンチマンがたまつてしまふことというのをすぐ理解できるところではあるんですけども、その市民の方にお話ししたのは、誰かの支出が誰かの所得なので、誰かが支出しない限り絶対所得は増えないですよというお話をさせました。ただ、一定数ずるいと思つてはいる市民の方々もやはりいらっしゃる部分もあると思いますので、しっかりと理解を深めていただくのと、可能な限り地元でお金を使つていただければなと思つております。

次も給料の増額につながる条例改正についてでございます。

議案第十七号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について伺います。まずは、条例改正の概要についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の条例改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、本県公立学校の教育職員に支給する教職調整額について、給料月額の百分の四に相当する額から百分の十に相当する額に引き上げることとし、この引上げを令和八年一月一日から毎年百分の一ずつ段階的に行うこととするほか、教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による指導改善研修被認定者に対して、教職調整額を支給しないこととするものです。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 実際に教壇に立つ方に向けた増額ということだと思います。

次も給料の増額につながる条例改正についてでございます。

私は、二〇〇六年から小学校の非常勤講師として働かせてもらつていて、今年で二十年目になります。今年も九十校時ほど教壇に立たせてもらつてますけれども、そこで最近すごく感じるのが、特別な支援が必要な子の数が物すごく増えているなと感じております。県立高校で用意しているスクールサポートスタッフと、小・中学校で用意しているスクールサポーターは意味合いが少し違つてくるところだと思うんですけれども、昔も一定数はいたと思うんですが、最近は一学年に多いところだと二人とか、例えば自分が教壇に立つていてるときに担任の先生も教室にいてくれて、さらにスクールサポーターの先生も付きつきりになつて一人の生徒を見ているみたいな状況がすごく多くなつてきていて、突然キーボードをバンバンとたき出す子もいたりとか、寝転がつてタブレットを見る子もいたりとか、なかなか先生方が苦労されているなと思うんですけれども、こういったスクールサポーターとか、スクールサポートスタッフというものの重要性というのもすごく高くなつてきているかと思うんです。

今回の改正により、非常勤講師とかスクールサポートスタッフの報酬額は引上げになるのかどうかお伺いいたします。

新聞等でも教職員を希望する人が減つてると報道もされており、待遇改善により希望者が増えることも期待されると感じておりますが、今回の教職調整額の引上げによる影響額について、幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 教職調整額を給料月額の百分の四に相当する額から百分の十に相当する額まで引き上げた場合の影響額は、給料の月額が現行どおりと仮定して試算した場合、公立小・中学校、義務教育学校及び県立学校全体で約二十四億四千万円の増額となります。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。今回は教職調整額ということで、実際に教壇に立つ方に向けた増額ということだと思います。

私は、二〇〇六年から小学校の非常勤講師として働かせてもらつています。

次も給料の増額につながる条例改正についてでございます。

私は、二〇〇六年から小学校の非常勤講師として働かせてもらつていて、今年で二十年目になります。今年も九十校時ほど教壇に立たせてもらつてますけれども、そこで最近すごく感じするのが、特別な支援が必要な子の数が物すごく増えているなと感じております。県立高校で用意しているスクールサポートスタッフと、小・中学校で用意しているスクールサポーターは意味合いが少し違つてくるところだと思うんですけれども、昔も一定数はいたと思うんですが、最近は一学年に多いところだと二人とか、例えば自分が教壇に立つていてるときに担任の先生も教室にいてくれて、さらにスクールサポーターの先生も付きつきりになつて一人の生徒を見ているみたいな状況がすごく多くなつてきていて、突然キーボードをバンバンとたき出す子もいたりとか、寝転がつてタブレットを見る子もいたりとか、なかなか先生方が苦労されているなと思うんですけれども、こういったスクールサポーターとか、スクールサポートスタッフというものの重要性というのもすごく高くなつてきているかと思うんです。

今回の改正により、非常勤講師とかスクールサポートスタッフの報酬額は引上げになるのかどうかお伺いいたします。

新聞等でも教職員を希望する人が減つてると報道もされており、待遇改善により希望者が増えることも期待されると感じておりますが、今回の教職調整額の引上げによる影響額について、幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第三条の規定により、非常勤講師やスクールサポート

スタッフは教職調整額の支給の対象となつていないため、今回の改正による報酬額の引上げはありません。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） ありがとうございます。こういったサポートスタッフの確保というのも円滑に授業する上では非常に必要になつてくることだと思いますので、待遇改善がそのままつながるのかどうか分からぬでけれども、少なくとも理解の促進、こういったお仕事があつて、こういった人を授業の中ではすぐ求めているということを促進するということも取り組んでいただきたいなと思っております。

では、次は十二月一日に追加提案されました議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」、歳出四款六項三目「鳥獣保護費」、ツキノワグマ被害防止緊急対策事業の取組等についてお伺いいたします。

まずは、本事業に取り組むこととした経緯についてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 今年のツキノワグマの目撃件数や人身被害件数は過去最多となつております、また、例年冬眠する十一月下旬においても市街地での出没が確認されるなど、今後の積雪期や冬眠明けの出没に対しても、これまで以上に注意が必要となります。

こうした状況を踏まえまして、早急に熊被害防止に備える必要があることから、県や市町村等の装備や資機材の充実と、県民への情報提供や注意喚起の体制強化を図ることとし、関係予算を追加提案したところでございます。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 今般のツキノワグマによる被害に関しては、農作物の被害ももちろんですけれども、いつ人身被害につながつても不思議ではないぐらい生活圏内に熊が非常に侵入してきているというのを私

もすぐ危惧しております。

大澤敏彦議員の質問でも取り上げられておりましたけれども、県から市町村に対して十一月二十五日に研修会を開催したり、または緊急銃猟の対応マニュアルのひな形を示されたりという取組がなされているのは理解しておりますが、まだ青森県では緊急銃猟の事例がなかたと思つております。いろいろなハードルがあるんだろうとは推測しますけれども、緊急銃猟以外でも対応できることというものはまだあると思いますので、そこで、今回、補正予算による対応を含め、今後どのように被害防止対策に取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） ツキノワグマ被害防止に向けては、国、県、市町村及び関係団体等との緊密な連携の下、侵入防止対策、個体群管理、捕獲者の確保、育成など、実効性ある体制を構築する必要があることから、今後、本県版の被害対策パッケージを早期に取りまとめるなど、人身被害ゼロを目指して、適時適切に対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 井本議員。

○三番（井本貴之） 私も資料を少し見させていただいて、出没した箇所をマッピングできるようとするシステムの導入等も予定されていると伺いました。ただ、なかなかこのシステムも、今見た個体が十メートル先で別の人を見つかった場合もまた登録されることになるので、そういった二重登録を避けるという意味も含めて、同じような時間帯でGPSの誤差を指定して、何度も同じようなところで登録された場合は一所の登録とみなすとか、そういうのも必要なのかなと。

あと、最近のアプリでよく出てくるのが、特定の観光地に入つたときにピンポンと、この観光地はこういう場所ですよというプッシュ通知でお知らせが来るものがあると思うんですけども、それみたいに数日前に熊の出没があった場合とか、そういうのもお知らせする機能とかも

もあるのであれば、非常に期待されるかなと思つておりました。有益な活用ができるよう運用にしっかりと取り組んでいたので、この後、冬眠しない熊も多くなるんじやないかという話もありますので、非常に長いお付き合いになるかと思いますので、しっかりと運用をしていただければと思いまして、ここで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 五番小笠原大佑議員の発言を許可いたします。――

小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 新政未来の小笠原大佑です。では、早速質疑を行っていきます。

まず、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」、歳出六款六項十目「水産業振興費」、陸奥湾ホタテガイ産業将来検討事業の内容等についてです。

本当に高水温がずっと続いている、稚貝もへい死してしまって、タイにもつつかれてしまって壊滅的な状況を受けているんですけども、持続可能な生産体制の構築というのをどうしていくのか。そして、そもそも本県における陸奥湾のホタテガイ養殖をどうしていくのかというのが本当に問われているんだと思います。

まず、確認したいんですけども、今までその在り方というのは検討されていましたが、今回、本予算ではなく、補正予算で設置になります。このタイミングで陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会を設置することとなつた経緯を伺います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 陸奥湾のホタテガイ養殖については、令和六年十月に策定した総合戦略等に基づき対策を進めていますが、今年の夏は陸奥湾の水温が比較的深い三十メートル層においても、へい死の危険性が高まる二十六度を超える日数が過去最多となるなど、環境が大きく変化しており、これまでにない対応を迫られています。

このため、陸奥湾ホタテガイ産業を将来につなげていくことを目的に、科学的知見に基づいて現状を分析するとともに、長期的な視点から海洋環境の変化に対応できる選択肢について検討するため、产学研関係者で構成する検討会を設置することとしたものです。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） この検討会においては、どういった内容を検討していくんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） あり方検討会では、今後の異常高水温に備えるため、生産体制の高度化やホタテガイに代わる魚種などについて検討することとしております。

生産体制の高度化に向けては、高水温を前提とした養殖工程の見直しをはじめ、湾内全体での養殖管理の可能性や、北海道から稚貝を移入する場合のリスク等について検討することとしております。

また、代替魚種の検討では、既存の施設を活用した養殖可能な貝類の選定やマダイ刺し網等の漁船漁業への転換など、中長期的な視点立て、様々な可能性について幅広に検討することとしております。

さらに、本検討会では、ホタテガイ養殖業者等との対話によって得られる貴重な意見を踏まえながら、これら以外のテーマについても、陸奥湾ホタテガイ産業の将来を見据え、積極的かつ継続的に議論を進める」ととしております。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今、答弁で高水温を前提とした養殖工程の見直しとありましたけれども、これは、例えば養殖時期をずらしたりとか、深度を変えたりとかがあるのかもしれないんですけども、高水温を前提とした養殖工程の見直しというのは、具体的にどのような見直しを想定されているんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 高水温を前提として見直しを想定している工程としては、例えば、例年稚貝の生育に合わせて六月から七月に行う最終作業を、稚貝が小さくても水温が高くなる前に採取して、目合いの細かい養殖籠に収容すること、あるいは日中の水温が高くなる時間帯を避けて、深夜や早朝の操業時間帯に切り替えることなどが考えられます。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 昨日の知事の会見でもありましたけれども、現状の状態で本当に何ができるのかというのを考えていかないとという話がありましたので、この見直しはいろんなことを考えながら進めていくつていただければと思います。

そして、先日の一般質問で、小谷副知事だったと思うんですけども、答弁で陸奥湾は一つという言葉をおっしゃっていました。一部の漁協や地域だけでなく、陸奥湾内の関係団体がまさに一体となつて取り組んでいく必要があると思っています。

この危機を乗り越えていくために、陸奥湾ホタテガイ養殖の復興に向けて、陸奥湾内の関係団体が一体となつて取り組んでいかないといけないと思いますが、県としてはどのように関わっていくのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） ホタテガイ養殖の復興に向けては、陸奥湾は一つの考え方の下、関係団体が一体となつて親貝の確保や高水温に対応した生産対策などに取り組んでいく必要があることから、県といたしましては、漁業者、漁協、むつ湾漁業振興会、県漁連、市町村など、それぞれが担うべき役割をしつかりと果たすことができるよう、取組を後押ししていくこととしています。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 自分たちでも何ができるのか、ホタテと一緒にほかのもやりながら考えていくというのは本当に必要になってくるか

もしません。この高水温の状況というのがずっと続くのか、もしかしたら改善するかもしれないですけれども、なかなか分からぬ状況です。各漁業者であつたり、関係団体であつたりを後押ししていくように、そして、陸奥湾のホタテガイが復興できるように後押ししていただければと思っています。

続きまして、議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」、歳出四款六項三目「鳥獣保護費」、ツキノワグマ被害防止緊急対策事業の取組等についてです。

先ほどホームページを見ました。直近の本県の熊出没件数が十一月三十日時点で二千八百四十三件とありました。昨年の同じ時期が七百四件だったので、四倍ぐらいだと。むつ市とかでも、先日、会派でも視察に行つたりしたんですけども、十倍以上の目撃件数があつたりしているといった話もありました。県民の生命と生活を守るためにも、熊の出没情報を共有していくというのは極めて重要だと思っています。

まず、今回導入する熊出没情報の一元管理システムの目的について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 県では、平成二十九年度から県のホームページ上にクマ出没マップを公開し、目撃者や市町村等から寄せられた出没情報を職員が隨時入力し、更新してきたところです。ましたが、今年のような大量出没の年には入力作業に時間を要し、情報発信が遅れる場合もあったことを踏まえまして、より速やかに、また効果的に出没情報の発信や注意喚起を行うため、新たなシステムを導入することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） このシステムによつて具体的にどういったことが可能になるのか、具体的な取組内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 本システムでは、目撃者や市町村担当者等自らがスマートフォンやパソコンで熊の目撃状況や位置情報を入力することにより、よりリアルタイムに近い出没情報の発信と県民への注意喚起が可能となります。

システムの導入に当たりましては、県の公式LINEとの連動や出没地点に近づいた場合の通知機能など、情報の速達性やユーチャー目線での使い勝手などに配慮することとしております。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） リアルタイムでというのが本当に重要になつてくると思います。リアルタイムであるということ、リアルタイムで知るためには、住民の方々がきちんとそれを登録していること、このシステムを知っていることが重要になつてくるわけなんですけれども、この一元管理システムについて、いつ頃からこういうシステムが始まっていますよという周知を始めて、そして実際に稼働していく予定なんか、スケジュールを伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 現在、まさに予算審議をいたしている状況で、また、議決後にありますことは、システム業者との調整など必要なことがございますので、お答えできる範囲で申し上げますと、できる限り早く稼働できるよう県民への周知も合わせて心がけてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 先ほど井本議員からの話にもありましたけれども、そもそも餌が少ないので、熊も本当に冬眠するのかどうかも分からないです。春にもまた熊が出てくるわけです。なるべく早くにこしたことはないと思うんですけれども、例年だと四月、五月とかからまた増えていくという状況があるので、早め早めに対応していただければと思います。

そして、熊の問題ですけれども、たくさん出てきてしまつていて。ただ、それは熊だけが悪いのではなくて、私たち人間のいろいろな環境のこともやっぱり影響してくるわけです。今まで管理はしていましたけれども、どう共生していくのかということも改めて考えていかなければいけないと思っています。

では続きまして、議案第三号「令和七年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）案」、債務負担行為、令和七年度青森港油川地区ふ頭用地造成事業費についてです。

今、青森市の油川地区の埠頭にて、まさに洋上風力発電の基地港湾としての整備が進められているところですけれども、現在の基地港湾の整備の進捗状況について伺います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 青森港油川埠頭では、国が水深十二メートルの岸壁などの整備のため、昨年度から工事に着手しており、今年度は岸壁本体工事や地耐力強化のための地盤改良工事が実施されています。

一方、県では、埋立用地造成のため、本年四月に埋立免許を取得し、既存施設の撤去工事、護岸の本体となるブロック製作工事に着手し、それぞれ順調に進捗しているところです。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 順調に進んでいるという答弁がありましたので、本当に順調に進んでいいほしいということではありますけれども、今後の整備スケジュールに関しては、今どうなっていますでしょうか。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 国では、来年度、岸壁本体工事、地耐力強化のための地盤改良工事を引き続き行うとともに、航路・泊地のしゆんせつの実施を含めた一連の施設整備を令和九年度末までに完成させる予定でございます。

県では、来年度、本定例会に提案しているゼロ債務負担行為により、

護岸本体プロックの設置工事を実施する予定でございます。護岸の完成後は、その陸側の埋立工事に着手いたしまして、令和九年度末までに用地造成を完成させることとしています。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今のところ、スケジュール的には問題はなさそうというところではあるんですけども、ただ進めていいというわけではなくて、実際に油川地区の住民の方であったり、漁業者の方であったり、そうした方々への配慮というか、環境への負荷というのがどうなつていくのかをきちんと説明していく必要があるんですね。本当に大規模な工事となりますので、周辺環境への配慮というのが本当に不可欠になります。

この地域住民の不安を払拭するためにも、整備工事に伴う水質汚濁であったり、騒音の防止であったり、こうした具体的な環境負荷対策について、どのように講じていくのか伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 本整備工事につきましては、海上工事を行う場合は汚濁防止膜を設置し、汚濁した水が流出しないように配慮したり、使用する建設機械につきましては、低騒音の機械を用いるなど、環境負荷対策を行つております。

また、水質に関しましては、モニタリング調査も実施しております。引き続き、議員御指摘のように、周辺住民の皆様に不利益が及ばないよう、十分に注意して工事を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 三月の予算特別委員会の議事録などもちょっと確認してみましたが、住民や漁業関係者にそういう説明会をしている、そして、おおむね理解を得ているとした答弁がありましたけれども、だからといって、ではいいんだよ、白紙委任なんだよというわけではないわけです。本当に環境へ何か負荷があること、なるべく少ない

こと、そして問題が起らないことを願っていますけれども、今後、工事に伴う環境負荷への懸念が生じた際というのは、県においてきちんと説明責任を果たしていっていただきたいと思います。そして、洋上風力の事業というのは、地域経済にとっても、そして日本のエネルギーの事情にとつても本当に重要なものだと思っていますので、潤滑に進むことを願っております。

では続きまして、議案第十二号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてです。

第一に、本年の給与勧告において、ちょっと見たんですけれども、若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定を行うことと書いてあるんですけども、この若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定を行うこととした理由について教えてもらえればと思います。

○議長（工藤慎康） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 本委員会においては、地方公務員法に基づき、職員の待遇が社会一般の情勢に適応するよう、同法に定める給与決定の原則に従い、国家公務員や民間事業従事者の給与等の事情を総合的に勘案した上で、給与勧告を行つてゐるところでございます。

本年、人事院は、民間給与との均衡を図るとともに、民間における初任給の動向や公務における人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、若年層に重点を置いた給料表の引上げ改定を勧告いたしました。

本県におきましても、職員給与が民間給与を下回つてゐる状況にあること、公務遂行に必要な人材確保の厳しさは国と同様であること等から、本委員会では、国に準じて月例給を改定することが適当であると判断し、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として給料表を引き上げるよう勧告したものでございます。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今、民間でも初任給というのがどんどん上がつていて、本当に大きい企業だと初任給から三十万円とか四十万円近くあ

つたりして、おおつと思つたりするんですけれども、この初任給が引き上がつていくことは本当に重要なことだと思います。若い方々が県庁という場で働く、魅力ある職場で働いていくためにも、そうした初任給というのも重要な要素だと思いますので、これは評価したいと思います。

勧告どおりに給与改定された場合、行政職給料表適用職員の初任給というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 本委員会による給与勧告どおりに給料表が改定された場合における行政職給料表適用職員の初任給は、大卒程度試験による新採用者が一万二千円増の二十三万七千六百円と、短大卒程度試験による新採用者が一万二千円増の二十二万二千六百円と、高卒程度試験による新採用者が一万二千二百円増の二十万六千七百円となります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 本当に一昔前は青森県内の初任給は十万円台が当たり前だったんですが、私のときでも結構そうでしたし、そうした中でこうやって初任給が引き上がつていくのはよいことだと思っていましたが、初任給が上がるだけでなく、今後、年齢がたつて経験を経ていつた後の上がり幅みたいな部分も考えていかなければいけないものだとも思っています。

今回、条例の改正で、先ほども井本議員のお話にもありましたけれども、駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されました。今までなかつたわけですが、これが新設された理由を伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 本年、人事院は、従業員が自ら利用料を支払つて外部の駐車場を利用している事業所のうち、約三割の事業所において従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して通勤手当を

支給していること等を踏まえ、その支給額の中央値である一ヶ月当たり五千円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設を勧告いたしました。

本県の通勤手当については、おおむね国の制度に準じてきているところ、本委員会では、県内民間事業所における駐車場等の利用に対する通勤手当の支給状況等も踏まえた上で、国に準じて駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することが適当であると判断し、一ヶ月当たり五千円を上限として支給するよう勧告したものでござります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 予定していた質問の順番がずれてしまいましたが、駐車場の利用に関しては承知いたしました。五千円ということで、ないよりは全然いいんですけれども、やはり特に近隣だと五千円だからかなか、本当にはみ出でてしまうと思うので、今後の引上げについても考えていていただければと思います。

そして、改めて通勤手当、距離の上限も長くなっていますけれども、通勤手当の改正内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 今回の通勤手当の改正は、県人事委員会からの給与勧告に基づいて行うものでございますが、具体的には自動車等使用者に対する通勤手当について、支給額の上限額を引き上げることとし、このうち四輪自動車を使用する場合には、現行では八十キロメートル以上、月額四万六千円としている上限を、百キロメートル以上、月額六万六千二百円に引き上げることと、先ほどございましたが、駐車場等を利用する職員に対し、月五千円を上限とする通勤手当を新たに支給することなどとなっております。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今まで通勤手当というのもなかなか増えていかなかつたので、これも新しく増えているというのは評価したいんですけど

れども、ガソリンとともに本当にどんどん高くなっていますので、暫定税率で今は一旦低くなっていますけれども、今後の動向、そして、本県の冬はガソリン代も余計にかかります。そうしたところも踏まえて通勤手当というのは考えていってほしいんです。

そして、今のもうもうの答弁で給与改定の内容を理解しましたけれども、根本的な課題というのが、青森県は東北六県の中で唯一国の給料表に全面的に準拠しているという形で、独自の給料表というのを導入していないんです。なぜ本県だけが独自の給料表ではないのか。ほかの東北五県は独自の給料表を使っているわけです。そしてまた、国準拠と言いながらも、ラスパイレス指数は、令和三年以降、青森県はずつと九六・八と、正直改善されていないわけです。全国的にも最下位の水準なわけです。東北でも最も低い状況なわけで、職員確保の観点からも、他県同様に独自給料表の導入を検討すべきではないかと思うんですけども、なぜ独自給料表を設定しないのか、そして検討すべきでないかという点について、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 職員の給与は、地方公務員法において、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めることとされています。

このことを踏まえ、当委員会では、本年の給与勧告に当たり、社会一般の情勢に適応した職員の適正な待遇を確保できるよう、また、県民等の理解と納得が得られるよう、これらの事情を総合的に勘案した結果、国に準じた内容で給料表を改定することが適当と判断したものであります。

また、民間企業における高い採用意欲などが見られる中につけて、本

委員会としても公務遂行に必要な人材を確保していくためには、適切な処遇の確保といった観点での検討は大事であると認識しております。

本委員会においては、給料表について職員の処分が社会一般の情勢に適応するよう、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、様々な事情を総合的に勘案しながら検討、判断していくことが適当であると認識しているところであり、議員の御意見も念頭に置きつつ、引き続き適切に判断してまいります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 適切に判断するのであれば、やっぱり東北六県で唯一国に準拠しています、そして、ラスパイレス指数も低いです、初任給とかも最初は差があまりないんですけども、どんどん開いていつているんですね。そうしたことを踏まえて適切に考えるのであれば、本県でも独自の給料表を設定していくことが私は重要だと思っています。では次に、議案第十七号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の条例に関する条例の一部を改正する条例案」、教職調整額の改定についてです。教員の待遇改善に關わる、いわゆる給特法の改正に關してです。

初めて、今回の教職調整額の支給対象となる教諭等の人数について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 教職調整額の支給対象となる本県公立学校の教諭等の人数は、令和七年十月一日現在、公立小・中学校及び義務教育学校では六千二百十八人、県立学校では三千百六人となっております。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 今回の改正で一万人弱の方々が対象になるということが分かりました。

今回の条例改正により、教諭等に支給される給料等が具体的にどの程度引き上げられていくのか。四%から段階を経て一〇%ということですけれども、どの程度引き上がっていくのか伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の条例改正により、本県公立学校の教育職

員に支給する教職調整額について、給料月額の百分の四に相当する額から百分の十に相当する額に段階的に引き上げられることとなります。

教職調整額が給料月額の百分の十に引き上げられた場合に、教諭等に支給される給料月額と教職調整額の合計額について、給料月額が現行どおりと仮定して、現職の教諭に適用されている給料表の平均号給で算定した場合、公立小・中学校及び義務教育学校では四十万八千六百五十円で、改正前の三十八万六千三百六十円から二万二千二百九十円の引上げとなります。

また、県立学校では四十一万八千五百五十円で、改正前の三十九万五千七百二十円から二万一千八百三十円の引上げとなります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） ないよりはいいんです。上がらないよりはいいんですけども、引き上がっても一万円ぐらいなわけです。引き上がるよりは全くいいんですけども、根本の問題が、では上がったからといって、それでいいというわけじゃなく、そもそも本来であれば残業代をきちんと支給すべきである。そして、教員が求めているのは、残業代が欲しいというよりも、きちんと時間が欲しい、人手が欲しい、そして環境をよくしてほしいという、本当にそこなんですよ。

私の知人も小学校の教員をやつていて、ちょっと聞いたんですけども、十月の残業が百二十時間だと。休みは一日しかなかつたと。でも、何か特別なことどいうよりは、生徒会を持っていたりとか、引率であつたりとか、授業の発表の準備をしたりとか、もうそれでそれぐらい行つていると。ふだんからも百時間近く行つてあるみたいなんですね。熱心な先生にばかり行つてしまふんですよ。根本の問題というのが今回の改正ではなかなか解決はしないんです。国から下りてきているものなので、それはどうしようもない。県としても、これからも国に人を増やせ、予算も増やせと訴えてほしいうんです。

そして、これというのは、いわゆる定額働かせ状態です。定額働かせ

放題とやゆされる構造的な問題は解決しないんですけれども、お金の問題でなく、長時間労働、労働環境そのものが本当に是正されなければ、本県の教員の負担というのはずっと変わらないままです。今回の教職調整額の改定と併せて、教職員の業務削減・改善にどのように取り組んでいくのか見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、教職員の働きやすい環境づくりの推進に向けて、県立学校における校務DXの一層の推進、市町村立学校の働き方改革の推進等にスピード感を持って取り組んでおります。

また、学校の主体的な業務改善の推進に向け、外部コンサルタントや教育委員会職員が学校を訪問し、当該校の課題等を教職員で話し合うワークショップの実施等による伴走型支援に取り組んでいます。このほか、小・中学校を含めた県内公立学校の好事例の紹介、さらには教育委員会とPTAが連携して教員の働き方改革や学校の取組を応援する学校における働き方改革推進共同宣言の発出などに取り組んでおります。

引き続き、市町村教育委員会や各学校と密に連携し、保護者や地域の理解も得ながら、教職員の業務削減や改善に向け、働き方改革プランに掲げた内容に着実に取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 本当にこの宣言というのが、ただ宣言だけにならないように、知人の教員がしゃべっていたのは、早く帰れと言われても、では、早く帰る帰り方を教えてほしいとしゃべるわけです。学校のマネジメントの問題もあるでしょうし、そうしたところも踏まえながら、こういった宣言とか、取組、プランがなされているということですけれども、本当にこれが効力があるように取り組んでいっていただきたいと思っています。

では続きまして、議案第三十一号「公立大学法人青森県立保健大学の

中期目標の策定の件」、中期目標の制度概要等についてです。

青森県立保健大学は、青森県の地域医療、そして福祉、介護を本当に支えている大きな存在だと思っています。

今回の基本的な制度、公立大学法人の中期目標の制度概要を伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 公立大学法人の中期目標とは、公立大学法人が中期目標期間の六年間で達成すべき教育、研究、地域貢献、業務の効率化等の業務運営に関する目標であり、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長が議会の議決を経て策定し、公立大学法人に指示するものです。

公立大学法人は、設立団体の長が指示した当該中期目標を達成するための具体的な計画である中期計画を定め、中期目標に掲げる事項の適切かつ確実な実施を図ることになります。

今般、公立大学法人青森県立保健大学の第三期中期目標が令和七年度で終了することから、令和八年度から令和十三年度までを期間とする第四期中期目標を策定するものです。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 保健大学にいかに青森県の学生たちが関わっているのかというのがいろいろ気になるところではあるんですけども、そうした部分を少し確認したいと思います。一つまとめて伺いたいと思います。

その実績について一点、いわゆる入りと出に関してなんですかけれども、保健大学における県内出身者の入学状況及び卒業生の県内就職の状況について伺います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） まず、入学状況についてお答えいたします。

保健大学の入学者数は、直近三年間で、令和五年度が二百二十九人、令和六年度が二百二十七人、令和七年度が二百二十七人となっています。

このうち県内出身者は、令和五年度が百二十六人で五五・〇%、令和六年度が百二十六人で五五・五%、令和七年度が百三十六人で五九・九%と、入学者に占める県内出身者の割合は五割以上となっています。

次に、卒業生の県内就職状況についてお答えいたします。

保健大学の卒業生の県内就職状況は、直近三年間で、令和四年度が七十八人で三五・六%、令和五年度が七十五人で三五・七%、令和六年度が八十九人で四〇・六%となっています。

県内就職率は増加傾向にあるものの、本県の保健、医療、福祉の人材不足を補うには低調であり、県内就職率向上のためのより一層の取組が必要と考えています。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） せっかく入ってくるときは五五%、六〇%、五割を超えているんですけども、卒業するときは四割をちょっと切つてしまふような状況で、就職先というのは強制できるわけではないんですけども、せっかく保健大学に入つて青森と接しながら学んできて県外に出て行つてしまふというのは寂しいですし、今後の人材不足というのを考えていったときにも、もつと考えていかなければいけない問題だと思っています。

これから策定する第四期中期目標において、保健大学に対し、地域貢献としての人材育成について、どのようなことを求めていくのでしょうか。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 県は設立団体として、保健大学が地域に根差した実践的な教育やデジタルトランスフォーメーションに対応した教育を推進することにより、本県の保健、医療、福祉の現場で活

躍する専門人材を輩出することを期待しています。

期待する人材像は、一つとして、生命に対する深い畏敬の念と倫理観、人間を総合的に把握し、理解できる幅広い教養を身につけた人材、一つとして、保健、医療、福祉の連携、協調に向けて能力を發揮し、多職種連携の中核的な役割を果たせる人材、一つとして、気候、風土、生活習慣など、青森県の特性を考慮しながら問題解決へのアプローチができる人材、一つとして、国際感覚を備え、多様性を尊重し、グローバルな視野を持つて活躍できる人材であり、地域の課題解決に貢献できる人材の育成を求めています。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） グローバルな視点も持ちらながら、かつ地域医療のことも考えていく。保健大学の学生には青森県の課題にもどんどん接してほしいと思うんです。青森県には今こういう課題があるんだ、それを学生がじかに知る、感じることによって青森県の現状が分かる。そして、青森県をどうにかしたいという思いもきつと生まれてくるのではないかなど思います。そうしたところが卒業後の県内の定着にもつながっていくと思いますので、こうしたことを考えながら、引き続き取り組んでいただければと思います。

では最後になります。議案第十四号「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務の移譲についてです。

この事業なんですが、農用地利用の集積は、使われなくなつた

農地、小規模に分散している農地などを一度農地中間管理機構が借り上げて、それをまとめて農業をやる意欲のある農家に貸し出していくという仕組みだと理解していますが、まず、今回、移譲する事務の概要について伺います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 県では、農地中間管理事業の推進に関するもので、

る法律に基づき、農地中間管理機構から農用地利用集積等促進計画の認可の申請があつた場合、その内容を審査し、認可するとともに、県報登載により、耕作者の氏名や賃借権等を設定する農地の所在地などを公告しています。

今回、この認可及び公告の事務について、県から市町村へ権限を委託するものです。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 移譲を進めていくことによる生産者側のメリットというのはどういったものになるんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 権限を移譲することによる生産者のメリットとしては、地域の実情を理解している市町村が認可事務を行うことで、より効率的な計画審査が可能となることに加え、県を経由しないことから認可までの日数が短縮され、速やかに農地を利用できることが挙げられます。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 承知しました。

以前から進められている事業ではありますけれども、これまでに移譲していくた県内の市町村数と、今後の移譲をどうしていくのか、具体的にはこうした数がどうなつていくのかというところなんですけれども、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本事務に関する権限の移譲は、令和五年から施行された農地に関する法律の改正を踏まえて進めているもので、これまでに権限を移譲した市町村数は、令和六年度に四町村、令和七年度に十市町の合わせて十四市町村となっています。

また、今回の条例改正により、令和八年度から新たに十七市町村へ移譲することとしており、令和九年度までには全四十市町村へ移譲したい

と考えています。

○議長（工藤慎康） 小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 最初は四つでしたけれども、今はだんだん増えていて、令和九年度には全部の市町村で移譲を進めていきたいということでありました。いろいろ手間が省けるということは単純によいことだと思いますし、農業の担い手の育成であったり、遊休農地、耕作放棄地とかもありますけれども、そういった発生を防止していくためにも農地の貸し借りというのが円滑に進んでいくよう事業を進めていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

八番北向由樹議員の発言を許可いたします。——北向議員。

○八番（北向由樹） オール青森、北向由樹です。通告に従い、順次質問していきます。

まず最初に、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第二号）案」について、歳出四款四項二目「医務費」、診療所の承継・開業支援事業費補助の内容等についてお伺いいたします。

本県は平均寿命が全国最下位で推移し、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の三大死因による死亡率も全国平均を上回ることから、地域医療の安定的な確保は長年にわたる重要な課題となっています。高齢化が進む中で医師の需要はさらに高まることが予想されますが、医師不足に伴う

診療時間の短縮や閉院など、地域によっては既に医療体制が十分に確保されにくい現状があります。

今回、重点医師偏在対策支援区域を設定し、診療所の承継・開業支援事業費補助を緊急的に先行して実施されるとのことです。まず、重点医師偏在対策支援区域設定に係る国の方針についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 国は、今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を重点医師偏在対策支援区域として設定し、優先的、重点的に医師偏在対策を進めています。

この区域の設定に当たっては、国が提示する候補区域を参考とし、地域の実情に応じて都道府県が地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議の上、選定することとされております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 国の考え方については理解しました。

今、御説明いただいた国の考え方を踏まえ、次に、重点医師偏在対策支援区域設定に係る県の対応についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 国では、本県の候補区域として、医師偏在指標を基に、八戸地域、西北五地域、上十三地域、下北地域の四地域を示しております。

しかしながら、国が診療所医師数について指標化した外来医師偏在指標では、県内全ての地域が全国の下位三分の一に該当していることから、県では、関係者と協議の上、県内全域を重点医師偏在対策支援区域として設定し、この事業に取り組んでいこうとしています。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 四地域ということですが、本県の実情を踏まれば、医師偏在の課題は特定の地域に限られるものではなく、青森県全域で取り組むべき課題であると考えておりましたので、今回の県の対応は

とても評価できるものと考えます。

今回の制度が補正予算で拡充されたのは想定を超える申請があつたためだと伺っておりますが、青森県で診療所の承継、開業をし、地域医療の未来を切り開こうとする医師の皆様の思いを確かな形として育んでいくことこそ、今まさに求められています。地域の声を丁寧に拾い上げ、本県全域で医療体制が安定的に維持されるよう、青森一丸で進めていただくことを強く要望いたします。

次に、歳出十款五項「特別支援学校費」、七戸養護学校校舎増築事業費に係る継続費についてお伺いいたします。

近年、特別支援教育を必要とする児童生徒数は全国的に増加しており、教室不足が問題となっています。本県においても例外ではなく、県内の特別支援学校では、ここ五年間で約百名の生徒が増加し、今後三年間でさらに百名の増加が見込まれています。

この状況を受け、県内の特別支援学校では増築工事が進められているとのことです、十七教室が不足している七戸養護学校では、令和六年度から校舎増築工事が始まつており、一日も早い完成が望まれております。

今回、当初計画より完成が一年延長されたと伺いましたが、まず、今回のお補正予算案の概要についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立七戸養護学校では、現在、教室不足への対応として、特別教室や管理諸室を一時的に普通教室へ転用したり、一つの教室を間仕切りするなどしております。

今後、工事完了までの間についても、引き続き、児童生徒の教育環境に十分配慮しながら、転用や間仕切りなどにより、適切に対応していく予定です。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 工事の長期化に伴い、生徒の学習や日常生活への影響、さらに教職員の負担も増していることから、これまで以上に丁寧な対応が求められると考えます。工事期間中も生徒が安全かつ落ち着いて過ごせる環境をしっかりと確保していただくとともに、保護者の皆様が安心して子供たちを学校に送り出せるよう、引き続き、きめ細やかな配慮をお願いいたします。あわせて、生徒たちが快適な学校生活を送ることができるよう、一日も早い完成を期待しております。

この工事の過程において、建設予定地の地中に多数の岩が確認され、当初想定していた工法による施工が困難となつたため、施工方法の再検討などを行つてきました。

その結果、くいの長さの変更や工期の延長など事業計画の見直しが必要となつたことから、今回の補正予算案は、継続費の総額、期間及び年

割額をそれぞれ変更するものです。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 分かりました。工事期間中は生徒が落ち着いて学習、生活できる環境を確保すること、また、日常の教育活動に支障がないようにすることが重要と考えますが、工事の長期化は保護者の皆様にとっても気がかりなことではないかと思います。

そこで、工事期間中における教室不足への対応についてお伺いいたします。

ます。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立七戸養護学校では、現在、教室不足への対応として、特別教室や管理諸室を一時的に普通教室へ転用したり、一つの教室を間仕切りするなどしております。

（第二号）案」、債務負担行為、令和七年度津軽港ふ頭用地造成事業費についてお伺いいたします。

二〇五〇年のカーボンニュートラル実現を見据え、政府が推進する海上風力発電の取組において、本県を含む六県九海域で大規模な計画が進

められており、さらなる導入促進のため、港湾整備を含む関連基盤の整備が必要とされています。津軽港においても、将来的なO&M拠点としての活用を見据え、船だまりや埠頭用地の整備を速やかに進めることが求められていますが、まず、O&M港整備の進捗状況についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 津軽港では、O&M港として、護岸、岸壁、波除堤などの施設整備のため、これらの詳細設計、埋立免許申請に係る書類作成を進めておりまして、順調に進捗しているところでござります。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 順調ということでありましたが、津軽港が将来的に十分な機能を果たすためには、整備計画の着実な実施が不可欠であると考えます。

そこで、今後の整備のスケジュールについてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 県では、今年度、交付金事業により、護岸の本体となるブロック製作に着手いたします。

来年度は、引き続き、護岸本体ブロックの製作を進めながら、本定例会に提案しているゼロ債務負担行為により、津軽港内に仮置きしているしゅんせつ土砂の撤去を実施する予定としています。その土砂の撤去後は、順次護岸本体ブロックの設置工事、岸壁、波除堤の工事に着手いたしました、令和十年度末までの完成を目指してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 令和十年度末の完成予定ということでありました。

近年、かつて経験のない建設資材や労務費の高騰で、建設業界では工事の延期や中止が見受けられる状況にあります。そのため、建設コストの変動や物価高騰といった現状の課題のみならず、社会情勢の変化な

ど、今後想定される様々な状況にも柔軟に対応できるよう計画を進めていただき、答弁にあつたように令和十年度末までの完成を目指していました。だくようお願い申し上げます。

次に、議案第二十二号「工事の請負契約の件」、旧ラ・プラス青い森大規模改修工事の内容等についてお伺いいたします。

これまで公務員の福利厚生施設として多くの関係者の皆様に親しまれてきたラ・プラス青い森ですが、新型コロナウイルス期間の売上低迷により、二〇二一年九月の閉館以降、現在まで利用されていない状況が続いております。これまでの答弁を踏まえると、青森市内に分散している東青地区の出先機関を集約移転し、庁舎として活用するとのことです。が、一方で、閉館から約四年が経過していることから内部の劣化も進行していると考えますので、大規模改修は必要と考えます。

まず、工事の概要についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 旧ラ・プラス青い森は、令和四年度に実施しました利活用可能性調査におきまして、建物自体は耐震補強等の必要はなく、長期の使用が可能とされたものの、内外装や設備等については劣化が進行しておりますことから、庁舎として利活用するために必要な内外部の改修や、設備等の更新を中心とした大規模改修を行うものであります。

また、庁舎としての防災機能を高めるため、敷地内に別棟の機械棟を整備し、浸水被害を受けない屋上に受変電設備等の重要な設備を配置するなど、災害時の庁舎機能の維持を図ることとしております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 第三百二十一回定例会一般質問において、閉校となつた学校施設の利活用について取り上げ、適切に活用し、地域の活性化や発展につなげる重要性を私から述べさせていただきましたが、ラ・プラス青い森についても同様であり、さらに中心街に位置し、利便性の

高い立地であることから、速やかに再整備することが望ましく、答弁にありましたように、防災機能の向上も図つていただきたいと考えます。そこで、旧ラ・プラス青い森の利活用方針と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 改修後の旧ラ・プラス青い森につきましては、県民の皆様の利便性向上や災害時の対応を強化するために、先ほど議員からも御指摘がありましたが、青森市内に分散しております東青地域の出先機関を集約移転し、合同庁舎として利活用することとしております。

具体的には、東青地域連携事務所、中央県税事務所、青森環境管理事務所、中央福祉事務所、東青農林水産事務所が移転となる予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、本定例会にて議決をいたいた後は改修工事に着手いたしまして、移転対象期間の引っ越しを経て、令和九年度中の供用開始を目指して事業を進めていくこととしております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 令和九年度中の供用開始ということなので、ぜひ

スケジュールどおりに改修工事を進めていただきたいと思います。また、県有施設に限らず、民間施設も含め、使われていない施設を地域に眠らせたままにしておくのは望ましくありません。こうした施設は県民の利益につながる形で活用されるとともに、地域のにぎわいや交流を生み出す拠点として整備されていくことを期待いたします。

次に、議案第二十四号「公の施設の指定管理者の指定の件」、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理についてお伺いいたします。

人口構造の変化やライフスタイルの多様化が進む現代において、男女共同参画の推進及び子育て支援の重要性は、ますます高まっております。青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターは、県民の皆様に寄り添い、相談や支援を受けられる拠点として機能しております。安心して暮らせる環境づくりに大きな役割を担っております。

同センターの取組は、県民の皆様の権利や尊厳に配慮が必要な場面も多く、きめ細やかで専門的な対応が求められることから、指定管理者の選定に当たっては、より慎重な判断が必要だと考えます。

そこで、指定管理者の候補者の選定理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理者については、県において募集要項等を定め、公募を実施したところ、未来へつなぐネットあおもりグループ一者からの応募がありました。

これを受け、外部有識者を含む指定管理者審査委員会において、申請書類及びヒアリングによる審査を行つた結果、当該団体が指定管理者として優れていると評価されたことから、指定管理者の候補者として選定いたしました。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 一者ということで理解しました。

青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターは、平成十八年度に指定管理者制度を導入して以来、令和二年度までの十五年間、三年を一期として運営され、令和二年度から一期五年間としているものと認識しています。

そこで、指定管理期間を五年としている理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 青森県公の施設の指定管理者制度に係

る運用指針では、業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成、確保に時日を要する施設につきましては、指定期間の基準を五年と定めております。

青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターは、国や市町村、関係団体等と連携しながら、各種普及啓発事業や相談事業を実施するほか、地域における男女共同参画推進のための独自の調査研究事業など、業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成、確保に時日を要する施設と認められると判断し、令和三年度から指定期間を五年としております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） センターが担う役割は非常に大きく、指定管理期間が三年から五年に延長されたことで、経験やノウハウがしつかり積み重なり、より安定した運営につながっていくことを期待しております。

また、指定管理者の選定について申し上げますと、これまで応募が一者にとどまっている状況も踏まえ、現在の体制のよさを生かしつつ、より多くの事業者が応募しやすくなるような仕組みを整えることで、競争性を通じたサービスの質の向上にもつながると考えますので、御検討いただきたいと思います。

次に、議案第三十一号「公立大学法人青森県立保健大学の中期目標の策定の件」、基本的な考え方及び入学者の確保についてお伺いいたします。

午前中、小笠原議員からも質問がありましたが、第三百十九回定期例会の私の質疑において、青森県立保健大学の第三期中期目標期間における入学者の状況や業務実績についてお伺いいたしました。その際、県内の大学の中でも高い志願倍率を維持し、国家試験合格率や就職率も高水準で安定していることなどから、大学の取組が高く評価されていることを御答弁いただきました。今年度末で第三期中期目標期間が終了いたしましたが、地域医療の安定に向けて、これまで得られた高い評価を引き続き

維持し、より発展させていくことが重要だと考えます。

そこで、第四期中期目標を策定するに当たっての基本的な考え方についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本県は、生活習慣病による死亡率が高く、ヘルスリテラシーの向上や健康的な生活習慣の実践に地域全体で取り組む必要があるほか、少子高齢化が急速に進む中、保健・医療・福祉分野における専門人材の確保に喫緊に取り組むことが求められています。

こうした課題の解決に向け、県は、保健大学に対し、地域の保健、医療、福祉の教育研究拠点として、専門人材の育成と教育研究成果の地域への還元を期待しています。

このため、県では、第四期中期目標については、保健大学が県の施策と方向性を共有しながら、自主的かつ自律的な運営の下、教育や研究の質の向上によりその魅力を高め、本県の発展に貢献していくとともに、県が設立した教育研究機関として、より一層県民の負託と期待に応えていくことを基本的な考え方としています。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 策定するに当たっての基本的な考え方について理解しました。

一方で、ますます加速する少子化の影響は県立保健大学にも及んでおり、大学の入学者数への影響も無視できません。実際に県立保健大学の志願者数は、平成二十五年度の九百三十八人から、令和七年度には六百五十六人へと緩やかに減少しており、当面はこの傾向が続くことが懸念されます。こうした状況の中で、将来の地域医療を支える人材を安定的に確保していくためには、入学者確保に向けた取組を一層強化することが不可欠であると考えます。

そこで、第四期中期計画で、保健大学に対し、入学者の確保に関する

どのようなことを求めていくのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 保健大学の直近五年間の志願倍率は三倍を超えておりまして、募集人員を超えた入学者を確保できていますが、少子化が進む中、入学者の安定的な確保は保健大学が抱える課題の一つとなっています。

そこで、保健大学では、学生募集に向けた取組の対象を小・中学生にも拡大し、絵本を活用した保健、医療、福祉の仕事の紹介や、キャリアカレッジ発見ツアーを新たに企画するなど、大学の魅力を多くの児童生徒、保護者、地域住民に発信し、将来の受験生の確保に取り組んでいます。

県としても、第四期中期目標において、入学者受入れに関する情報等を積極的に発信するとともに、選抜方法を工夫し、青森県の保健、医療、福祉に貢献する目的意識が高く、大学の専門性にふさわしい人材を受け入れることを大学に求めてています。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） ますますの周知、そして、小・中学生にも拡大しているとのことでしたので、ぜひとも積極的な発信のほどよろしくお願ひします。

県立保健大学は、即戦力となる医療従事者を育て、安定的に輩出する重要な役割を担っております。県の支援の下、入学者確保に向けた取組を一層推進し、県民が安心して医療を受けられる体制の構築につなげていただくことを期待いたします。

最後に、議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」、あおもり米子育て応援事業の内容等についてお伺いいたします。

第三百一十三回定例会の補正予算で、十八歳以下の子供に対し、県産米購入の電子クーポン五千円分、またはお米券四千四百円分を支給する

ことが決定しております。今回、支給額を当初の二倍となる電子クーポン一萬円分、またはお米券八千八百円分に増額する内容が追加提出されましたことを受けて、初めに、支給額を増額する理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副議事（奥田忠雄） 本事業については、米の価格高騰による食費負担の影響が大きい子育て世帯に対し、県産米を購入することができる電子クーポン等を提供するため、九月補正予算に所要経費を計上し、申請開始に向けて準備を進めていますが、新米が流通した現在においても米の価格が高止まりしていることから、国の新たな総合経済対策に呼応した対応が必要と考え、支給額を増額することとしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 理由については、国の総合経済対策ということであります。

新米が出回ったにもかかわらず、価格は依然として高止まりしてお

り、子育て世帯にとって今回の支給額の増額は、家計の負担軽減につながると考えられます。

第三百一十三回定例会で可決された補正予算に基づき、既に申請の準備が進められていましたと思われますが、支給額増額により申請開始時期等に影響があるのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 申請開始時期等につきましては、今回の一月中旬から四月末まで、電子クーポン等の利用期間を一月下旬から七月末までとして、現在準備を進めております。

○副議長（齊藤 爾） 北向議員。

○八番（北向由樹） 申請期間を来年一月中旬から四月末までという」とありました。スマーズにいくことを願つております。

年末年始に向けて食費等が増える時期でもありますので、一日も早く利用できるよう、引き続き、速やかな準備と周知に努めていただきますよう要望いたします。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 三十六番安藤晴美議員の発言を許可いたします。
——安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） それでは、順次質疑いたします。

最初は、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」について、歳出六款六項十目「水産業振興費」、ホタテガイ親貝確保緊急対策事業及び陸奥湾ホタテガイ産業将来検討事業の内容等について伺います。

生産量全国二位、百億円産業として発展してきた陸奥湾のホタテ養殖が、今、高水温や餌不足などから危機に陥っています。日本共産党は、陸奥湾沿岸の地方議員や高橋千鶴子前衆議院議員らと地元関係者の声を聞き、県や国に対し声を上げてきました。十一月の調査では、稚貝の大量死が広範囲に見られ、水揚げは一%から一割程度にとどまるときれており、現場からは、親貝は一枚も売らないでほしいと切実な声が生まれています。

今定例会に提案されたホタテガイ親貝確保緊急対策事業及び陸奥湾ホタテガイ産業将来検討事業は、こうした生産者の声に応えるものと思いますが、将来を見据え、危機を乗り越えるための万全の事業にすることが求められます。

そこで、親貝確保基金の過去の実績と期待される効果についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 親貝確保基金は、高水温などによりホタテガイが大量へい死した際の支援策として、これまで二度造成しています。

その実績としては、平成二十二年度が約二千トンの親貝を対象に、基金造成額一億円、平成二十三年度が約三千トンを対象に三億円、令和五年度は約五千トンを対象に四億円の基金を造成し、いずれも一〇〇%の執行率となっています。

本事業の効果としては、漁業者の成貝出荷が抑制され、産卵する成貝が確保されることから、春に発生するラーバの量が増加し、安定生産に必要な稚貝の確保につながることが期待されます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） これまでも確かな実績があるわけですが、この事業は、親貝を持つ漁業者の全面的な協力が大前提となりますが、親貝により来年産卵し、高温が抑えられ、稚貝が順調に育つことを心から願うものです。一月から三月の成貝出荷を抑制し、産卵後の四月以降に出荷する際の損失を補填するために、むつ湾漁業振興会がこのたび二億円の基金を造成することですが、平成二十三年時の高温の際は四億円の基金を造成しております。

そこで、親貝確保のために造成される基金二億円の算定根拠についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本事業で対象とする親貝の数量は、むつ湾漁業振興会から聞き取りした令和八年一月から三月までに出荷予定の千七百トンのうち、この出荷を抑制した場合に、産卵に伴う歩留りの低下や、しけでのへい死による減耗が二五%程度生じるものとして、損失数量を四百トンとしています。

本基金は、この損失数量に過去五か年の一月から三月の月平均単価の最大値である一キログラム当たり五百六十一円を乗じて、基金造成額を二億円と算定したものです。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 二億円のうち二分の一を補助する提案です。

で、むつ湾漁業振興会が一億円の基金を確保することになりますが、ある漁協では、赤字で負担金は困難という声も漏れ聞こえています。実態に即した基金造成支援を行う必要があると思いますが、むつ湾漁業振興会との協議は十分なされていいると言えるでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 今回の基金造成については、むつ湾漁業振興会からの要請もあり造成したものであり、漁業者との合意形成は図られていると考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 場合によつては支援の補充もぜひ検討していただくよう要望いたします。

陸奥湾の高水温でのホタテ養殖の継続について、日本共産党で出したむつ湾からのアピールでも、高水温対策に科学的知見を生かすために、水産総合研究所と大学、国の研究機関による原因究明を深めることを求めてきました。今回、科学的知見に基づいて現状把握するとともに、長期的な視点から海洋環境の変化に対応するための選択肢を検討するため、陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会を設置する提案がなされました。

そこで、陸奥湾ホタテガイ産業のあり方検討会の進め方についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） あり方検討会では、まず、漁業者や団体、加工業者など、幅広い関係者との対話やアンケート調査を実施して、現場の意見や課題を整理することとしています。

それを基に、ホタテガイ養殖業者をはじめ、研究機関や市町村、県など、産学官の分野から幅広く参集した構成員によつて検討を進めていくこととしています。

検討会は、来年一月頃に第一回目の開催を予定しており、構成員の意

見を踏まえながら、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の改定も視野に、陸奥湾ホタテガイ産業の方針性について、積極的かつ継続的に議論を進めていきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 総合戦略の改定も見据えてということになります。今、問題になっている餌不足対策や付着物、残渣の活用の可能性、また、リスクを乗り越えた北海道の稚貝活用についてなども検討課題に入ることになるかどうか伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 議員から御指摘がありました、例えば餌不足の案件、あるいは残渣の案件、あるいは北海道から稚貝を導入することも、現在の取組の状況を十分検証した上で、また、漁業者等の意見等を踏まえながら、リスクもしつかり把握しながら、今後どういうふうに進めていくべきかを検討してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） ホタテ養殖の再生に向けての検討をあらゆる角度から行うよう要望いたします。

また、採苗試験成果を待つ間の無収入期間について、重点支援交付金の活用や漁業共済でカバーできない被害に対する補助など、国に対しても声を上げ、漁業者が漁業を継続できる対策を講じていただくよう、切に要望いたします。

先日、県への要望の際、親と共にホタテ養殖に力を尽くしている四十四代の男女の漁師の方が同席してください、現状を説明してくれました。その方たちは、何とか漁師を続けられるようにと切実に訴えておられました。こうした若い方たちの声にも応えられるよう、あらゆる手立てを尽くすよう要望いたします。

次の質問に移ります。歳出四款四項二目「医務費」、診療所の承継・

開業支援事業費補助の内容等についてです。

医師偏在の是正及び地域医療提供体制の確保を図るため、県内で診療所を承継または開業する場合に必要な施設及び設備の整備並びに地域定着に向けた運営を支援するとしています。次の一、二点について伺います。

一つ、本事業の実施状況について。

一つ、本事業の実施により期待される効果について、それぞれ伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本事業の実施状況についてお答えいたします。

県では、早期に本事業を実施できるよう、令和六年度中に支援対象となる重点医師偏在対策支援区域を設定の上、令和七年二月から十月にかけて、三回にわたり支援を希望する診療所を募集しました。

これまで十九診療所を支援対象とする実施計画について、地域医療対策協議会及び保険者協議会との協議を経て、国に提出したところでござります。

続きまして、本事業の実施により期待される効果についてお答えいたしました。

本県は、人口十万人当たりの診療所数が全国平均に比べ少なく、医師の高齢化が進んでいるなど診療所医師が厳しい状況にあることから、診療所の承継、開業に要する経費等を支援することで、診療所の減少への一定の歯止めにつながり、地域の医療提供体制の確保が図られるものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 現在十九事業所が対象になつておるという二点であります。

この事業によつて、やめてしまふと考えていた診療所が継続される

ことなど、地域医療を守るという観点では反対するものではありませんが、ただ、政府が示す偏在指標は、いかにも医師が余っている地域があるかのように思わせるものであり、そのような地域は日本のどこにもありません。国内で最も人口十万人当たりの医師数が多いとされる徳島県でさえ、その数はO E C D 平均を下回っており、日本の医師不足が単なる地域間の偏在によるものではなく、医師が絶対的に不足しているというふうなことを示していることを指摘しておきたいと思います。

次の質問に移ります。議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」について、歳出三款一項三目「地域福祉費」、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助の内容等についてです。

日本共産党県議団は、十一月十三日、物価高騰下、灯油価格も昨年よりやや高めに推移している状況であり、福祉灯油の実施を求める要望書を提出させていただきました。今回の追加の補正予算に盛り込まれたことを歓迎いたします。

そこで、提案内容について二点伺います。

一つ、事業の概要について。

一つ、補助単価の考え方について、それぞれお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） まず、事業概要についてであります。

本事業は、去る十一月二十一日に閣議決定されました「強い経済」を実現する総合経済対策に呼応し、市町村が行う生活困窮者への灯油購入の助成に対し、県が補助することによって、生活困窮世帯の負担軽減を図ることとしたものであります。

対象となる生活困窮者については、市町村が灯油購入費の助成が必要と認め、助成した生活困窮世帯といたしておられます。

予算額は四億四千五百万円で、県内四十市町村の人口規模に応じ、上限額を設け、補助率は二分の一といたしております。

続いて、補助単価についてであります。

本事業の補助単価は、昨年度から引き続き、灯油価格が高止まっています。情勢を受け、昨年度に実施した同様の事業と同額の七千円を上限としております。

なお、市町村が生活困窮世帯に対し実際に助成する額は、各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて設定いただくことになります。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 市町村が福祉灯油事業を行う場合に、昨年と同様の考え方の補助額で対応することになります。四十市町村全ての自治体で県の補助二分の一を活用して実施されるよう、ぜひとも周知の徹底を図っていただこう要望いたします。

次の質問です。歳出四款六項三目「鳥獣保護費」、ツキノワグマ被害防止緊急対策事業の取組等についてです。

県内の熊の出没件数は、十一月三十日現在で二千八百四十三件に上り、そのうち撃撃は二千六百四十三件、食害は百九十件、人身被害は十件十人という深刻さであります。年間で過去最多だった二〇二三年の二・五倍に及んでいます。冬眠時期に入つても出没は続き、県は、ツキノワグマ出没警報の発令期間を当分の間に延長しています。安心して暮らしや農業ができるよう、市町村との連携した対策が求められています。今議会に一千万円の本予算に続き、追加補正予算二千万円の有害鳥獣捕獲促進事業が提案されました。

そこで、二点伺います。

一つ、有害鳥獣捕獲促進事業の具体的な取組内容について。

一つ、本事業は、令和七年度当初予算でも実施しているが、今回、補正予算でも取り組むこととした理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） まず、有害鳥獣捕獲促進事業の具体的な内容でございます。

本事業は、ツキノワグマ等の有害鳥獣捕獲に取り組む市町村に対し

て、わなの見回り業務を省力化するわな感知・自動通信システムなどのICT機器の導入経費や、市町村職員等の安全確保に必要な盾やヘルメットなどの防護装備の購入経費について、総額百万円を上限として助成するものでございます。

続きまして、今回、補正予算で取り組むこととした理由についてでございます。

本事業は、令和七年度当初予算に計上し、これまで十六市町村に対し助成を行つてきたところでございますが、当初予算編成時からの状況が大きく変化していることを踏まえまして、今般、緊急に要望調査を行つたところ、二十の市町村から追加支援の要望があつたことから、速やかに対策を強化するため、今回の補正予算により対応することとしたものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 今回の事業の中に、わなを感知できる自動検知システムなども入つてゐるわけですが、ICT機器の導入についての県内の実績と、今回、二十市町村にそれぞれ上限百万円の補助といふことです。ICT機器一式導入するのにどのくらいの費用がかかり、この予算で十分対応できるものなのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） まず、令和七年度当初予算における有害鳥獣捕獲促進事業の件につきましてでございますが、当初予算で一千万円ほど計上しておりまして、執行済額が十六市町村を対象に約九百九十万円となつております。そのうち、ICT機器の導入支援実績は、十三市町村において、センサー・カメラや捕獲検知システムなどを購入しております。その補助実績は約八百四十万円となつております。

続きまして、今回の補正予算の一千万円の内訳としてのICT補助額についてでございます。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） まず、有害鳥獣捕獲促進事業の具

議決後の申請を受けてということになりますので、詳しくはお答えし

かねるわけですが、先ほど申し上げたとおり、当初予算分十六市町村中、十三市町村がＩＣＴ基金を活用しているということでございます。業務省力化に資することから、多くの市町村で補助金を活用していただきたいと考えております。

そして、一市町村当たりの百万円の金額に対する見解でございますが、こちらも県単補助を活用してＩＣＴ機器を購入することとも関連するわけなんですが、農水省が持つております交付金は、市町村が被害防止計画を策定することによりまして、ＩＣＴ機器の購入が可能となります。こうした中、県では、緊急性や迅速性を鑑み、単独で促進事業費補助を設けているところでございます。

こうしたことに加えまして、市町村は特別交付税の対象にもなり得るということでおざいますので、市町村にはこうした複数の制度を有効に活用していただきたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 分かりました。今後の状況を見据えて、来年度の本予算も含め、十分な対応をしていただきたいと思います。

狩猟免許保持者だった弘前市在住の方で、活用が低いからといって、警察の指導により狩猟免許を返納したという方がおります。その方が、

高齢化により免許取得者が年々減少しているために、自分は免許を返上してしまいましたので出動できないというもどかしさも感じながら、この先、熊出没が続くと対応が大変だという心配の声が寄せられました。

今後、急ぎ捕獲従事者の負担軽減につながる対策を様々な観点から構築していくだくよう要望いたします。

本年の給与勧告の概要についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 本委員会では、地方公務員法に定める給与

決定の原則に従い、様々な事情を総合的に勘案した上で、十月六日に本年の給与勧告を行つたところです。

具体的には、職員給与と民間給与との比較に当たり、比較対象企業規模を五十人以上から百人以上に見直した上で、月例給については、民間給与との均衡や人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として給料表を引き上げること、期末・勤勉手当について、民間の支給割合に見合うよう、一般の職員の年間平均支給月数を〇・一月分引き上げ、四・六五月分とすること、自動車等使用者に対する通勤手当について、近年の燃料費等の状況や通勤環境の変化等を踏まえ、支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等の利用に対する手当を支給すること、初任給調整手当、特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当等について、所要の改定を行うことなどとなっております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 賃金の改定率が、若年層に重点を置き、他の職員も引上げとなつていることを評価したいと思います。しかし、その改定率が消費者物価総合指数二〇一二〇年比で一一二・八、前年同月比三%上昇に見合っているものか、この観点でお伺いしたいことがあります。

本年の給与勧告は、最近の物価高騰の状況に見合うものとなつていてのか認識を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 人事委員長。

○人事委員長（奥崎栄一） 県職員の給与と比較する県内の民間企業従事者の給与については、労使交渉等によつて決定されるものですが、物価等、その時々の経済情勢等が反映されるものと考えておりますが、本委員会の給与勧告に当たつて民間給与を考慮することにより、物価の状況についても考慮されることとなるものと認識しております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 次に、知事部局、教育委員会、それぞれに同

います。

条例案の内容は職員労働組合との合意を得たものとなつてゐるのか、それぞれ伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 知事部局においては、今回の給与改定について、青森県職員労働組合及び青森県現業労働組合との間で、それぞれ二回にわたり交渉を行つたところです。

両組合からは、人事委員会勧告で新設することとされた駐車場等の利用に対する通勤手当の支給額について、月五千円を上限とするのではなく、実費額を支給することなど、勧告の内容とは異なる要望がありましたが、最終的には改定案を受け入れる旨の回答をいただいたところです。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、人事委員会勧告に基づく給与改定について、青森県教職員組合、青森県高等学校・障害児学校教職員組合及び日教組青森県教職員組合の三団体との間で説明及び交渉を行ひ、おおむね理解を得ております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 次の質問に移ります。議案第十七号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」の一部を改正する条例案及び議案第十八号「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部を改正する条例案、条例改正の概要等についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 議案第十七号は、本県公立学校の教育職員に支給する教職調整額について、給料月額の百分の四に相当する額から百分の十に相当する額に段階的に引き上げるほか、教育公務員特例法第二十五条第一項の規定による指導改善研修被認定者に対し、教職調整額を支給しないこととするものです。

また、議案第十八号は、教育公務員特例法第十三条第二項に基づく義務教育等教員特別手当について、学級担任への加算措置を新設することを踏まえ、多学年学級担当手当を廃止するものでござります。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 議案第十七号に関する指導改善研修被認定者には教職調整額を支給しないことであります。このしない理由と、現状で何人該当者がいるのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 教職調整額は、教員の勤務対応の特殊性を踏まえ、教員については、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価した処遇として教職調整額を支給していますが、指導改善研修被認定者は、指導改善研修の研修期間中は時間外勤務を行うことを想定していないことから、給特法等の一部改正に準じて、本県においても教職調整額を支給しないこととするものでございます。

また、指導改善研修被認定者の人数については、現在一名おります。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 次に、議案第十八号に関わってですが、多学年学級の大変さに報いるための特殊勤務手当がついていましたが、それを廃止して学級担任手当に変えるということですが、多学年学級担当職員の中からは、この苦勞が分かっていないのではないかという声がありますが、現在、多学年学級担当者は何人ぐらいいるのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 多学年学級担当手当は、令和七年度は小・中学校で約百人に支給されております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 百人の方に影響する廃止だということに注目しなければならないと思います。

次に、今回の改正に至った経緯についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の改正に至った経緯についてお答えいたします。

令和七年六月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、公立義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額が引き上げられ、また、義務教育等教員特別手当については、文部科学省令で定める基準を参照して、条例に定める校務類型に応じて支給されることとされました。

さらに、校務類型については、令和七年九月の教育公務員特別法施行規則の一部改正により、学級を担任する業務と学級を担任する業務以外の校務に規定されました。

これらの法令改正に合わせて、国において、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直され、義務教育等教員特別手当に係る学級担任への加算措置の新設、多学年学級担当手当の廃止等が行われたことを受け、県では、関係条例を改正することとしたものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 今回の改正は、教員の長時間労働の問題を解決するためとして、教職調整額を給与の四%から一〇%に引き上げていくという措置だと理解しています。

この措置で先生方の追い詰められている学校の状況を変えることができるのか、教育長の率直な思いをお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 今般のいわゆる給特法の一部改正は、優れた人材を教員に確保する必要性に鑑みまして、学校における働き方改革の一層の推進や、教員の待遇改善等を総合的に進めるために行われたものでございます。

そのうち、教職調整額の引上げは、教員の待遇改善を図るための措置であります。一方、学校における働き方改革につきましては、午前中に小笠原議員にも答弁させていただきましたように、さらなるスピード感を持って、適切に取組を進めたいと思つております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 長時間労働と相まって精神疾患の教員が増えるなど、こうした背景の中で教員の欠員が相次いでいます。そして、残る教員の皆さんのが仕事が増えるという悪循環に陥つていると思われます。働き方改革と併せて教員定数の改善をやらなければ、真の問題の解決にはならないということを申し述べておきたいと思います。

次の質問です。議案第二十四号「公の施設の指定管理者の指定の件」、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理について。

指定管理者への応募者数及び応募者の構成団体についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 今回の指定管理者への応募者数は、未来へつなぐネットあおもりグループ一者であります。当該応募者の構成団体は、青森コミニティビジネス株式会社、成商ビル管理株式会社及び株式会社角弘の三社となつております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 指定管理者選定に当たつて競争が働いていないというのは問題です。そして、提案の未来へつなぐネットあおもりグループの構成団体は、三社とも警備、清掃、鉄鋼・土木取扱いなどを行う会社です。一方、両センターの設置目的は、男女共同参画社会及び子育て支援社会の形成促進を図ることとされています。

そこでお聞きします。

企業で構成される団体が指定管理者となつた場合でも施設の設置目

的を達成する管理運営ができるのか、県の考え方をお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 指定管理者の候補者である未来へつなぐネットあおもりグループにつきましては、指定管理者審査委員会における審査の結果、一つとして、施設の設置目的及び管理方針に即した事業計画を提案しており、実現可能性が高いこと、また、二つとして、当該施設の指定管理者としての運営実績と事業実施に関する豊富なノウハウがあり、財政基盤が安定していることから、着実な運営が見込まれることなどの理由により、指定管理者として優れていると評価されたことから、指定管理者の候補者として選定いたしました。

県としましては、指定管理者審査委員会の審査結果を踏まえ、当該団体が指定管理者として当該施設の設置目的等を達成する管理運営ができるものと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 運営実績もあり、適切だということでの判断ということですが、當利目的とした三社が構成団体となる未来へつなぐネットあおもりグループは、前第六期目の五年間も指定管理者であります。

そこで、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの職員の雇用形態についてお伺いします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 令和七年十二月一日現在、両センターの職員数は、合わせて二十三名となっております。その内訳は、いずれも有期雇用のフルタイム勤務職員が十名、短時間勤務職員が十三名となっております。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 配偶者暴力相談支援センターとしての相談や法律相談、男女共同参画の視点に立った課題把握など、そこで働く職員

が、より安定的な雇用がなされて初めて充実した仕事ができると考えます。短期雇用が十三名いるということには問題を感じるところであります。

次の質問に移ります。議案第二十七号「公の施設の指定管理者の指定の件」、岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に係る施設の指定管理について。

肥料化施設を整備することとした経緯とその概要についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 岩木川流域下水道では、これまで処理の過程で発生した下水汚泥について、汚泥焼却設備において焼却し、減量化した上で産業廃棄物として処理してきました。

このような状況の中、汚泥焼却設備の老朽化の進行、下水道法の改正による下水汚泥の再生利用の努力義務化などを踏まえ、平成三十年度から施設の整備方針について検討を開始し、令和三年度に下水汚泥を有効利用する肥料化施設を新たに整備することとしたものです。

この施設は、昨今高騰している化学肥料と比較して安価で、地域住民のニーズに応えられる安全な有機肥料を年間約三千トン製造することができるものです。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 下水汚泥の肥料化は未利用資源の活用に当たり、持続可能な社会の構築に資するものであり、肯定的に捉えています。しかし、国土交通省などが下水汚泥の肥料化推進事業などでPPP／PFIの導入を要件化したり、推奨しています。本県はどのような方式を取りのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 本県につきましては、デザイン・ビルド・オペレーション方式といって、設計から施工、そして管理までを一体的

に委託するD B O方式という形で事業を進めているものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 株式会社 S & K 青森を指定管理者の候補者とした経緯についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 肥料化施設の整備及び運営については、県が施工委託をしている日本下水道事業団、肥料化施設の事業者である企業グループ及び青森県の三者間で、令和五年度に基本協定を締結しております。

この基本協定では、令和八年四月からの肥料化施設の維持管理及び肥料の販売を行う特別目的会社を事業者が設立することとしており、このことを踏まえ、今年八月に設立された株式会社 S & K 青森を肥料化施設の指定管理者の候補者としたものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 八月に設立されたばかりの事業者で維持管理、運営がしっかりと担えるのか再質問いたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 一の S & K 青森につきましては、特別目的の会社ということでございまして、この特定の事業のみを実施することを目的として八月に設立された会社でございまして、出資元の企業の資産やリスクなどを切り離して別管理とすることにより、出資元の経営状況等にかかわらず、事業の継続性を確保することが期待できることから、この特別目的会社による維持管理、運営を行うことを規定したものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 下水道など国民生活に不可欠な公共サービス部門を営利目的の民間企業に委ねることには反対いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 十一番夏坂修議員の発言を許可いたします。—— 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 公明党の夏坂修でございます。通告に従いまして、順次質疑を行つてまいります。よろしくお願ひいたします。

最初は、議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」についてであります。

一点目に、歳出八款二項「道路橋梁費」、歳出八款三項「河川海岸費」及び歳出八款四項「港湾費」、公共土木施設の防災・減災、国土強靭化の推進についてお伺いいたします。

昨年一月の能登半島地震からはや二年がたとうとしておりますが、同じような大型地震は今後いつどこで起きるか分からず、また、気候変動に伴う豪雨などの自然災害が激甚化、頻発化していることからも、災害に強い国や地域をつくるための国土強靭化は優先度の高い重要施策であると認識しております。

これまで、国の防災・減災、国土強靭化のための緊急対策により、全国の自治体が国土強靭化の取組を進めてきており、本年六月六日に閣議決定された第一次国土強靭化実施中期計画では、来年度からの五年間で実施していく政策がまとめられ、さらなる国土強靭化の加速が期待されているところであります。

そうした中、今般、「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定され、その中に防災・減災・国土強靭化の推進が盛り込まれたところであります。これはまさに来年度からの国土強靭化実施中期計画の推進を見据えた予算措置であると捉えております。

そこでまず、今回の補正予算における公共土木施設の防災・減災、国土強靭化の推進に向けた内容についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○三十六番（安藤晴美） 県では、第一次国土強靭化実施中期計画に基づく半島防災・強靭化や予防保全型インフラメンテナンス等の取組を切れ

目なく推進するため、道路ネットワークの機能強化、河川等における治水対策及び土砂災害対策、橋梁や港湾施設等における老朽化対策などについて、重点的、集中的に実施することとしています。

先月、国の総合経済対策において、防災・減災・国土強靭化の推進が閣議決定されたことに伴い、国からの追加割当が見込まれる公共事業関係費のうち、県土整備部所管分として約百七十二億円の本補正予算を提出するものであります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 防災・減災、国土強靭化の推進のための公共土木施設関係事業として、道路の機能強化、河川等の治水対策、土砂災害対策、また、港湾整備等もあるかと思いますが、そうした分野の事業を重点的かつ集中的に実施するための予算であるとのことであります。

では、それぞれの分野における具体的な内容について伺つてまいりたいと思います。

まず、道路分野における主な内容については、どのようなものなのかお伺いいたします

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 治水対策及び土砂災害対策関係には約百三億円を計上しており、その内容は、河川事業として、中村川や馬淵川の改修などに約五十八億円、ダム事業として、駒込ダム本体建設工事などに約二十二億円、海岸事業として、むつ市鳥沢海岸の浸食対策などに約二億円、砂防関係事業として、八戸市八太郎区域の急傾斜地対策などに約二十一億円となっています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 河川事業として中村川、馬淵川ということで、これはこれまで氾濫した経緯があつて、その改修工事に相応の予算を計上しているということでありますし、さらには砂防関係事業として、八戸市の八太郎地域の急傾斜地対策への予算措置ということで、この八太郎地区の急傾斜地に関しましては、やはりこれまで土砂崩れがあつたりとか、土砂災害警戒区域、また、一部特別警戒区域にも指定されているところで、地元からもこの急傾斜地への対策というものは求められていました。また、この場所は日計地域の住宅地であり、馬淵川の洪水氾濫の最大クラスのときは五メートルから十メートルほどの浸水区域にもなっているということで、治水対策が非常に強力に求められる地域でありますので、そこに向けた予算措置としては、ぜひ実効性あるものにしていただければと感じております。

○十一番（夏坂 修） 道路関係は約六十二億円ということでありました。下北半島縦貫道路などの道路改築事業、また、橋梁の耐震・長寿命化、舗装の老朽化、まさにインフラの老朽化対策という部分もあるうか

と思います。のり面対策、さらには無電柱化事業として、地元でござります県道八戸大野線三日町から大工町までの工区、これはちょうど八戸市の中心街を結ぶ県道の無電柱化、これまでも推進してきていましたが、さらに加速していただける内容かと思います。

では次に、治水対策及び土砂災害対策の主な内容についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 治水対策及び土砂災害対策関係には約百三億円を計上しており、その内容は、河川事業として、中村川や馬淵川の改修などに約五十八億円、ダム事業として、駒込ダム本体建設工事などに約二十二億円、海岸事業として、むつ市鳥沢海岸の浸食対策などに約二億円、砂防関係事業として、八戸市八太郎区域の急傾斜地対策などに約二十一億円となっています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 河川事業として中村川、馬淵川ということで、これはこれまで氾濫した経緯があつて、その改修工事に相応の予算を計上しているということでありますし、さらには砂防関係事業として、八戸市の八太郎地域の急傾斜地対策への予算措置ということで、この八太郎地区の急傾斜地に関しましては、やはりこれまで土砂崩れがあつたりとか、土砂災害警戒区域、また、一部特別警戒区域にも指定されているところで、地元からもこの急傾斜地への対策というものは求められていたところであります。また、この場所は日計地域の住宅地であり、馬淵川の洪水氾濫の最大クラスのときは五メートルから十メートルほどの浸水区域にもなっているということで、治水対策が非常に強力に求められる地域でありますので、そこに向けた予算措置としては、ぜひ実効性あるものにしていただければと感じております。

それでは次に、港湾分野における主な内容については、どのようなものかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 港湾関係には約七億円を計上しており、その内容は、老朽化対策といったしまして、八戸港石油棧橋などの係留施設の補修に約二億円、青森ベイブリッジなどの臨港道路の補修に約五億円となっています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今、その内容について、るる御説明をいただきました。特に今回の補正予算は、国の防災・減災・国土強靭化を踏まえた内容かと思います。特に治水対策、土砂災害対策につきましては、先ほど答弁で百三億円という、今回の百七十二億円のうち、大多数といいますか、多くが治水対策、土砂災害対策に充てられているかと思います。やはり大事だなと思うのは、近年の特に雨の降り方、降水量というのが尋常じやないという部分はござります。実際、近年、県内におきましても、豪雨災害というのは、中村川にしても、むつ市の小赤川橋においてあります。異常なほどの降水量における災害にどう備えていくかというのが大変大事かなと思っております。

多さというものが一目瞭然かと思ひます。また、直近十年間で東北地方を見た場合に、約七割の市町村で一時間当たりの最大雨量の記録を更新しているといったデータもございますので、やはり雨の異常な降り方、多さというのは、御承知のとおり、これは温暖化、気温上昇とも非常に関連していくと。気温が上がることによつて暖かい空気が、温度が上のほうに上がり、上昇気流といいますか、そういうふた雨を形成する雲の形成につながつて、いつたデータもございますので、いろんな気象関係を見ながら、今後の治水対策というものを県としても十分検討していただきますよう要望させていただきます。

次の質問に移ります。補正予算案の一項目は、歳出九款二項一目「警察活動費」、クマ対策用資機材整備事業の内容等について伺います。全国でツキノワグマによる被害が多発し、県内においても、今年に入つての出没件数及び人身被害件数が過去最多となり、県民生活や経済活動に支障が生じていて、胸を痛めているところであります。

こうした中、県として国のクマ被害対策パッケージを踏まえ、早期に現場の対応力や県民等への注意喚起体制を強化することとし、市町村における資機材等の整備への支援や、県及び警察職員用の装備品等の整備、出没情報等を管理するシステムの構築等に要する経費を今般補正予算として計上されたところであります。

県警察では、熊による人的被害を防止するため、熊が出没している地域で県民に広報活動を行つたり、時には熊の生息地域における行方不明者の捜索をするなど、常に危険と隣り合わせにあることからも、装備品などの資機材の充実による警察官の安全確保は必要不可欠なものと考えます。

そこでまず、本事業で整備する資機材に関し、補正予算に計上した理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○副議長（齊藤 爾） 中で短時間豪雨が起つた回数はたつた六回だったものが、二〇一二年以降の十年間で毎年短時間豪雨が発生している。十年間でも十回ほど起きているということを考えれば、東北地方の中での豪雨、降水量の

○警察本部長（安田貴司） 県の統計によりますと、本年は過去最多の熊の出没が確認されているほか、人的被害も前年より多く発生している

状況にあり、警察官の現場対応も数多くなつております。警察官のより一層の安全確保と受傷被害防止のための装備を増強することとし、追加補正予算案に計上いたしました。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 次に、本事業で整備する資機材の配備先とその配備理由についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 本年四月一日、青森、八戸、弘前、むつの四警察署に熊等対策用防護衣の上半身用装備であるヘルメット、防護衣、バラクラバ、防刃ロング手袋を五セットずつ配備しておりますので、その四警察署に下半身用装備を五セットずつ配備する予定です。

また、新たに熊の出没件数が多く、資機材の使用の可能性が高い黒石、十和田、三戸、鰺ヶ沢、七戸、大間の六警察署に熊等対策用防護衣を上下で五セットずつ配備する予定です。

よつて、合計十警察署に五セットずつ配備されることになります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 今回整備する装備品は、昨年、県警察で整備した装備品をさらに増強するものであるかと思います。警察官の安全を確保し、職務を全うするためにも大変重要な予算措置であると考えます。

昨年、秋田県内で県警の警察官一名が大けがを負うといつた事案が発生したことからも、装備を有効に活用し、けがの防止、また、安全確保に努め、業務に当たつていただきたいことを要望させていただきます。

では、次の質問に移ります。議案第二十号「青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてお伺いいたします。

本条例改正の趣旨及び内容についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（平尾悠樹） 選挙運動に関する規格の簡素化等を目的として、本年四月一日に公職選挙法の改正がございました。

具体的には、公職選挙法第百四十三条第一項第五号に規定する公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格について、個人演説会の告知に関する記載の有無にかかわらず、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル以内に統一するとともに、個人演説会告知用ポスターを廃止することとされたところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 本条例は、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例ということではありますが、その中身としては、自動車の使用のほかにも、ビラの作成や選挙運動用ポスターの作成に関しても定められており、今回の改正内容は、答弁によりますと、公職選挙法の改正により、選挙運動用のポスター、いわゆる五号ポスターの規格が統一されたことに伴う所要の整備であるとのことです。

具体的には、全ての選挙におけるポスターを長さ四十二センチ、幅四十センチ以内にして、幅が十センチ拡大することになる。この長さ四十二センチ、幅四十センチ以内というのは、これまで国政選挙と知事選挙で認められていたものが、来年一月からは、それ以外の全ての選挙でも適用されるという内容かと思います。これからしますと、地方議員の選挙も、また、市町村長の選挙もポスターが今まで幅が三十七センチだったのが十センチ広くなつて、四十二センチ掛ける四十センチと

いうことで、ほぼ正方形のような、これまでの国政選挙、知事選挙で使われたような、同じ規格のポスターを使えるということになつてまいります。次の統一地方選挙でも県議会議員の皆さんもそういったポスターを使えるということで、幅も広くなる、紙面が大きくなることによって写真も大きくなったり、名前も少し大きくなったり、また、キヤッヂフレーズも入れられたりと、有効に紙面を使えることになるのかなと思つております。

この選挙用のポスターに伴う公職選挙法の改正につきましては、御承知のとおり、選挙運動の規格の簡素化と併せて、もう一つ、ポスターの品位保持に関する規定もされました。これは、昨年七月の東京都知事選で品位を著しく欠落させるような不適正なポスターの使用が相当ニュースになりましたけれども、それをしっかりと規制するといいますか、しつかり品位保持をポスターに求めるという、これが法律で規定されること自体がどうなのかなとは思うんですけれども、やはり有権者の皆様の目につく大事な選挙用のポスターでございまので、しつかりと品位を保持しながら、有権者の皆さんがしつかりと選択できる有効なツールとして、今回の改正法も含めて我々もしつかりとそこを認識した上で取組をしていく必要があるのかなと感じているところであります。

では、次の質問に移ります。議案第二十三号「損害賠償の額の決定の件」、本事案の概要等について伺います。

本事案は、青森県立中央病院において発生した医療事故によつて起因した損害賠償についての内容とのことでありますが、まず、本事案の概要についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 病院局長。

○病院局長（田口 晋） 本事案は、平成二十八年一月から二月にかけて、肺炎のため、県立中央病院に入院した患者について、頻繁に頭痛があつたため、頭部CT、頭部MRIを撮影した際、水頭症と診断した一方、キアリ奇形及び脊髄空洞症を見落としたというものです。

その後、当該患者は、令和六年二月に肺炎のため、県立中央病院に入院したところですが、この入院以前から罹患していた複数の疾病などによりまして呼吸機能が非常に悪く、重度の呼吸機能低下に起因する低酸素脳症に伴い脳浮腫となつたことに加え、見落としのあつたキアリ奇形及び水頭症も重なつて、重度の頭蓋内圧の高まり及び脳ヘルニア状態になつたと考えられるところであります。同年六月に死亡いたしました。

県といたしましては、当該患者のキアリ奇形などを見落としたことに

よつて、当該患者が死亡時にお生存していた可能性を侵害した責任を認めまして、遺族に対し損害賠償金を支払うこととしたものでございました。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○一番（夏坂 修） ただいま本事案の概要、また、損害賠償に至つた経緯等について御説明をいただきましたが、脳のキアリ奇形、脊髄空洞症の見落としが原因とのことであります。専門的なこと、技術的なことは私も分かりませんが、大変難しい診断だったのかもしれません。こうした医療事故による損害賠償というのは、これまでにも数年に一度は発生してきた経緯があり、同様の事故を可能な限り発生しないよう努めていく必要があると考えます。

そこで、本事案を教訓として、どう生かしていくのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 病院局長。

具体的には、県立中央病院の医療安全推進委員会に新たに診断レポート監査部会を設けまして、各診療科における画像診断レポートの確認状況を定期的に監査するとともに、その結果を各診療科に通知することといたしました。

また、放射線部におけるC.TやM.R.Iの読影時に、各診療科から示唆されていない病変を発見した場合の対応手順を見直し、こうした病変に関する情報を、より迅速かつ確実に各診療科と共有できるようにいたしました。

病院局といったしましては、本事案を教訓に、職員一丸となつて医療安全の確保に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 病院内の医療安全推進委員会に新たな監査部会の設置による監査体制の強化、病変を発見した場合の対応手順の見直し、また、情報共有など、既に再発防止に向けた取組を鋭意行つているとのことであります。統合新病院の整備に向けた検討が進められている中ではありますが、どうか今回の事案を教訓として、さらなる医療の安全確保に努めていただき、県民の命を守るとりで、命の防波堤としての県立中央病院の役割をぜひ發揮していただきますよう強く求めたいと思います。

それでは最後に、報告第六号及び報告第七号「専決処分した事項の報告の件（和解の件）」、自動車の損傷事故についてお伺いいたします。本事案は、いずれも八戸市尻内町字鴨田、いわゆる八戸合同庁舎の敷地内で発生した県有自動車の事故によるものとのことでありますが、そこで、和解となつた本事案の概要についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 報告第六号及び報告第七号の事案

は、いずれも八戸合同庁舎駐車場において、県有自動車の運転者の不注意により、同駐車場に駐車中の自動車に接触し、損傷させたものです。

事故発生以来、相手方と和解交渉を進めてきたところ、令和七年十一月に相手方と生じた損害の賠償金として、それぞれ金三十万八百六十円及び金二十九万六千円を県が相手方に對して支払うこととして、和解に至つたものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま報告の内容の御説明がございました。事故が発生した時期が今年の八月二十五日と九月六日ということですで続けに発生していることから、地元で近くに住む私としても大変気になります。また、心配していたところでございます。

これは聞き取りのときにもいろいろお伺いさせていただきましたが、たまたまといいますか、続けて発生したということではありますけれども、ちょうど今、合同庁舎の建て替え工事が進んでおりまして、従来の国道からの正面の出入口が閉鎖されて、横の市道から来庁者も含めて職員の方も出入りするような状況かと思います。そういう工事に伴う駐車スペースの変更というものがもしかしたら事故の原因なのかななどちょっと想像はしたんですが、そうではないということになりました。

ただ、やはり駐車スペースや、入り口が今までと違うということもありまして、実は私もこの間、合同庁舎に用がありまして駐車場に止めたんですけども、ちょっと分からなくて、職員用の駐車場に止めてしまつたんですね。というのもあって、やはり市民の方々は、ちょっと分かりにくさというのを感じるかと思います。たまたま続いたということもあるんですが、もう一度、来庁者の方の駐車スペースや、安全じやないところがないかどうかも含めて、可能であれば少しチェックといいますか、ぜひ確認していただければ幸いかなと思います。

工事は始まつたばかりでございますので、まだまだ工事が続くということを考えれば、ぜひとも来庁者のための安全対策、もちろん職員の皆さんの安全対策も含めて駐車場内、敷地内で同様の事故が起きないよう配慮に努めさせていただきますよう要望して、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

十二番（後藤清安） 議員の発言を許可いたします。——後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。私からは大きく三つの項目について質問をさせていただきます。

まず、北向議員、安藤議員からもございました議案第二十四号「公の施設の指定管理者の指定の件」、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理についてです。

まずは、指定管理者の候補者選定の手続及び選定基準について伺います。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理者の候補者選定に当たっては、青森県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針に基づき、本年六月に第一回指定管理者審査委員会を開催し、候補者の選定基準として、一つとして、県民の平等な利用の確保、二つとして、施設の効用の最大限の發揮、三つとして、施設の効果的な管理、四つとして、施設の管理を適正かつ安定して行う能力の四項目を設定するなど、指定管理者募集要項等について協議を行いました。

また、九月に開催した第二回指定管理者審査委員会では、指定管理者として応募のあった一者、未来へつなぐネットあおもりグループについて、申請書類及びヒアリングによる審査を行った結果、当該団体が指定管理者として優れていると評価されるとから、指定管理者の候補者として選定しました。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 今回は継続として同じ事業者が選ばれたということもなんですが、指定管理者の事業実施状況について、県はどのように点検、また、評価しているのか伺います。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○十二番（後藤清安） 今日は継続として同じ事業者が選ばれたということなんですが、指定管理者の事業実施状況について、県はどのように点検、また、評価しているのか伺います。

○十二番（後藤清安） 県では、指定管理者から毎月提出される定期報告書や年度終了後に提出される事業報告書及び管理運営状況等の自己評価の結果について点検を行っているほか、中間指導として年一回以上の実地調査を実施しております。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 今回の指定管理者の募集期間は、令和七年六月十一日から八月二十一日までであり、周知方法は、県ホームページや新聞、広報により周知を行いました。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 応募者が一者のみといった場合に再募集等を行って競争性を確保すべきと考えますが、県の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 本施設の指定管理者への応募は一者のみでありましたが、当該団体は、指定管理者審査委員会における審査の結果、指定管理者として優れていると評価されたことから、指定管理者の候補者として選定したものであり、応募者が一者のみであることをもって再募集を行う必要はなかったものと考えております。

なお、再募集を行う場合といたしましては、一般論にはなりますが、例えば応募がなかった、または応募があつたとしても、審査の結果、候補者として選定できなかつた場合と理解しております。今回のように応募があり、審査の結果、候補者が指定管理者として優れていると評価された場合は、応募者が一者のみであることをもつて再募集を行うことは必要ではないと考えております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 今日は継続として同じ事業者が選ばれたということなんですが、指定管理者の事業実施状況について、県はどのように点検、また、評価しているのか伺います。

○十二番（後藤清安） 県では、指定管理者から毎月提出される定期報告書や年度終了後に提出される事業報告書及び管理運営状況等の自己評価の結果について点検を行っているほか、中間指導として年一回以上の実地調査を実施しております。

また、これらを踏まえ、前年度における管理及び利用状況に関する評価を行い、その結果を公表しております。

さらに、指定期間の最終年度におきましては、各年度の評価結果や改善状況等を踏まえ、指定期間中の管理運営状況の評価を行うとともに、その結果を指定管理者審査委員会に報告し、次期指定管理者選定に向けた審査方法の検討等に活用しております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ホームページに掲載されております令和六年度管理運営状況、また、令和三年度から令和六年度指定期間評価を見ました。いずれも五段階評価の三の良、業務水準書等の内容が満たされていました。

いざれも五段階評価の三の良、業務水準書等の内容が満たされていました。項目で七番目、その他法令等を遵守した管理運営が行われているかの項目がありまして、労働法令を遵守している、また、個人情報保護の重要性を踏まえ、職員への周知を徹底しており、苦情等の問題が発生していないと県所管課のコメントが記載されております。

しかし、令和六年二月六日、苦情等申出書が受付されております。令和五年六月二十九日に青森県男女共同参画センターが実施した離婚講座において、子の連れ去りが指南された可能性が高いことから、こうして不適切な内容を含む講座が行われないようなチェック体制の構築及び社会問題化している実子誘拐の撲滅に向けた具体的な施策の検討をお願いするという内容の苦情等申出書です。

その後、令和六年三月二十七日から計三回、苦情等部会を開催し、調査審議が行われ、七月十日、苦情等部会から審議結果を申出人及び施策担当課に通知、七月三十一日、施策担当課から苦情等部会へ処理方針が提出され、八月七日、苦情等部会から施策担当課の処理方針を申出人に通知されたとされています。

評価の仕方について、苦情等の問題は発生していないという評価になっていますが、この辺の見解をお伺いします。

○議長（工藤慎康） 二二ども家庭部長。

○二二ども家庭部長（若松伸一） 県では、去る令和六年七月に開催されました青森県男女共同参画審議会苦情等部会からの審査結果を受け、講座の内容を外部に公表するに当たっては、多様な意見を考慮した上で、内部での適切な手続を履践及びホームページに講座内容を掲載する場合、発言者の確認を得ることや上長による事前確認を得ることなど、適式な手順を遵守し、掲載内容に対するチェック体制が機能するよう改善すること等について、同年七月三十一日に、指定管理者に県から直接指導しております。

その後、指定管理者からは、講座の内容の外部公表やホームページの掲載に当たっては発言者の確認を得ること及び内部の事前確認を徹底するなどの改善措置を行った旨の報告があつたこと等から、県としては改善が図られていると認めました。その後、今回の指定管理者審査委員会での審査の結果、指定管理者として優れていると評価されたことから、当該団体を指定管理者の候補として選定したものでございます。こういったことを含めての先ほどの評価の結果となつていると認識しております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 苦情等の問題が発生していないというコメントには当たらないのではないかと思っております。

今、事業の改善に向けての対応をお話しいただきましたけれども、これは、現指定管理者であります未来へつなぐネットあおもりグループが令和五年六月に開催した離婚に関する法律講座の内容をホームページに掲載する過程で適式な手続の遵守がなされていなかつたことが青森県男女共同参画審議会苦情等部会に認定されていることから、当該団体を指定管理者とすることは不適当と私は考えますけれども、県の考えを伺います。

○議長（工藤慎康） 二二ども家庭部長。

○二じも家庭部長（若松伸一）繰り返しになりますが、一者からの応募を踏まえまして、指定管理者審査委員会での審査の結果、指定管理者として優れていると評価されたことから、当該団体を指定管理者の候補者として選定しております。

○議長（工藤慎康）後藤議員。

○十二番（後藤清安）優れていると判断することに疑問を感じております。

センターのホームページに講座内容を掲載する過程で発言者の確認や上長による事前確認を得るなどの手順が遵守されていなかつたと。だから、その掲載内容に対するチェック体制が機能するような改善が必要であるという調査結果の内容が出ているんですけども、問題の本質はそこではないと私は考えております。「別居のとき最初に子供を連れて出了ほうがいいこと」という記載から、「別居の時、子どもと一緒にではないことの親権者判断に及ぼす影響」というものに書き換えられたからオーケーということではないのではないかと思つております。そもそも企画自体に問題があつた。

その後、この講座が開催されなくなつたということは歓迎いたしますが、女性のための法律相談は続いております。どんな弁護士が対応するのか、個室でのやり取りで連れ去り指南が行われる可能性はないのか、それをどのようにチエックするのか。以前の一般質問でどのような弁護士が選定されるのか等、資料がないということで御答弁がなかつたんでしそれども、このときの責任というのは指定管理者の責任になるんでしょうか、それとも県なんでしょうか。お伺いします。

○議長（工藤慎康）二じも家庭部長。

○二じも家庭部長（若松伸一）最終的には県の責任になるものと考えております。

○議長（工藤慎康）後藤議員。

○十二番（後藤清安）ということで、ぜひ責任を持つて内容等をチエ

ックしていただきたいと思います。

その後、改善されたところでは、女性ばかりではなくて、男性の家事、子育て、介護等への参画を推進する観点から男性側の多様なニーズを拾い上げることができるよう、そのような講座内容を実施するとか、そういった改善が図られているところは評価するわけなんですけれども、同じ指定管理者がこれからも続いていくことになりますと、またその管理監督責任というものを県にしっかりとお願いしたいと思います。

来年四月一日に改正民法が施行されます。ぜひ共同親権、共同養育、親子交流といった情報を学ぶ場を企画していただきたい。そして、できれば離婚するための講座ではなく、幸せな家族関係が続くような支援に力を入れていただきたいと思います。それが本質的な少子化対策であり、二じもまんなか社会だと考えておりますので、強く要望いたします。

続いて、議案第三十一号「公立大学法人青森県立保健大学の中期目標の策定の件」、業務実績の評価及び地域課題の解決についてです。

青森県立保健大学は、保健、医療、福祉の教育研究拠点として、専門的な学術を教授研究し、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備え、保健、医療、福祉の中核的役割を果たすことでのべき人材の育成を図るとともに、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、地域社会における人々の健康と生活の質の向上に寄与することを目的としているという記載がござります。

この目的に資するために、保健大学では高水準の各種国家試験合格率を維持してきたほか、また、第三期の中期目標期間に健康科学部看護学科に地域定着枠を設置したりですとか、高度公衆衛生人材を育成するためには大学院健康科学研究科に公衆衛生学コースを設置するなど、様々な取組が行われております。

また、学生や県内専門職のキャリア支援を行うキャリア開発センターと地域の健康課題の解決を目指すヘルスプロモーション戦略研究センターを設置する取組も行つたということなんですが、まず、保健大学の

業務実績の評価手続の概要についてお伺いします。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 公立大学法人の業務実績の評価は、地方独立行政法人法に基づき、知事の附属機関である青森県地方独立行政法人評価委員会が行います。

業務実績の評価には、六年の中期目標期間において毎年度行う事業年度評価、期間途中である四年目終了後に行われる中期目標期間終了時見込評価、期間の終了時に期間全体の業務の実績について総合的に評価する中期目標期間評価があります。

なお、令和五年六月の地方独立行政法人法の改正により、従来行われていた事業年度評価が廃止され、保健大学の第四期以降の中期目標期間における法定の評価は、四年目終了後の中期目標期間終了時見込評価と、六年目終了後の中期目標期間評価のみとなります。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

では、第三期中期目標期間における業務実績の評価結果と、県としての受け止めについてお伺いします。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 第二期中期目標の見込評価については、令和六年八月に開催された青森県地方独立行政法人評価委員会で審議の上、決定されました。

評価書におきましては、一つとして、コロナ禍におけるオンラインによる取組の推進に向けた速やかなIT環境の整備、一つとして、国際的な基準を満たす公衆衛生学修士コースの設置、一つとして、高水準の国家試験合格率及び就職率、一つとして、事務の電子化による業務改善などが多く評価され、中期目標の達成に向けて、計画どおりに業務が実施されているとの評価を得たところです。

県としても、第三期中期目標期間における保健大学の業務運営は、全

一般的に適正かつ効率的な運営が図られたものと判断しています。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

第四期の中期目標は、多岐にわたる目標が詳細に記載されておりましたけれども、この第四期中期目標で保健大学に対して地域課題の解決に向けてはどのようなことを具体的に求めていくんでしょうか。お伺いします。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 超高齢社会を迎えた青森県におきまして、県民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や福祉を支える専門人材の確保が何よりも重要です。また、平均寿命と健康寿命の延伸のために、より一層、ヘルスリテラシーの向上に県を挙げて取り組む必要があります。

こうした課題の解決に向け、県は、保健大学に対し、地域に開かれた保健、医療、福祉の教育研究拠点として、専門人材の育成や教育研究成果の地域への還元を期待しております。

このため、県では、第四期中期目標において、保健大学が、青森県が抱える健康課題に県と共に取り組む地域のシンクタンクとして、学部、大学院、図書館、ヘルスプロモーション戦略研究センターの連携を強化し、研究の実施体制の充実に取り組むこと、教育研究成果や人的資源を健康課題の解決や県民の学びの機会に生かすことにより、青森県の持続的発展に貢献することといった地域貢献活動を行うことを求めております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。県との連携や青森県の

発展への貢献に関する目標ということでヘルスリテラシーの向上という言葉もありましたし、また、県と共に取り組む地域のシンクタンクとしての役割、シンクタンクというとても広い意味にあるかとは思います

けれども、青森県が抱える健康課題は様々ございますので、ぜひ体だけではなく、心の部分、心身ともに健康になるウェルビーイングの観点から、研究であるとか、県と共にする取組ということが広がっていくこと期待しております。そのことによつて自殺であるとか、ひきこもり、いじめ、不登校といった様々な社会課題の解決にもつながっていくことを期待しております。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長
○健康医療福祉部長（守川義信） 本補正予算案を御議決いただいた後には、速やかに市町村に対し補助金交付要綱等を示し、事業の実施について通知します。

では続いて、議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」、歳出三款一項三目「地域福祉費」、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助の内容等についてお伺いします。

これら本格的な冬を迎えるに当たり、特に生活困窮世帯、高齢者世帯、独り親家庭など、社会的な弱者ほど暖房費の負担が大きく、適切な支援がなければ健康被害や生活の質の低下につながりかねません。

本事業を活用し、生活困窮者に対する灯油購入費の助成を行う市町村は、県が定める期日までに補助金の交付申請書類を提出し、県はその内容を審査し、所要の補助金について交付決定します。

交付決定を受けた市町村は、住民向けに灯油購入費助成の対象や申請方法について、広報紙をはじめとした様々な手段で案内し、対象世帯からの申請を受けて助成を行うこととなります。

本議会において令和七年度の生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助が提案されておりますが、この事業を検討するに当たり、まずは昨年度、令和六年度に実施された同様の事業がどのような成果を上げ、そして、どの程度の方々に支援が行き届いたのかお伺いしたいと思

令和六年度に実施した同様の事業の実績について教えてください

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 令和六年度は三十二市町村が県の事業を活用して、生活困窮者に対する灯油購入費の助成を実施いたしました。

灯油購入費が助成された世帯数は、合計十三万三千二百五世帯であり、県では、市町村に対し、総額二億九千四百万四千円の補助を実施いたしました。

○議長（工藤慎康） 後藤議員

〇一二番（後藤清安）三十二市町村が実施したということです。さいましたが、今回の補助金の手続の流れについてお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長

○健康医療福祉部長（守川義信） 本補正予算案を御議決いただいた後には、速やかに市町村に対し補助金交付要綱等を示し、事業の実施について通知します。

本事業を活用し、生活困窮者に対する灯油購入費の助成を行う市町村は、県が定める期日までに補助金の交付申請書類を提出し、県はその内容を審査し、所要の補助金について交付決定します。

交付決定を受けた市町村は、住民向けに灯油購入費助成の対象や申請方法について、広報紙をはじめとした様々な手段で案内し、対象世帯からの申請を受けて助成を行うこととなります。

その後、県は、市町村からの実績報告に基づき、市町村に対して補助金を交付します。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。実施主体は市町村でありますので、また、どれだけの市町村がこれを活用されるかということころで昨年度も三十二市町村ということで、これは実施しなかつたけれども、違う形で水道料金であるとか、様々な形で生活困窮世帯をサポートするということで各市町村はそれぞれ工夫されたということも聞き及んでおりますので、必ずしもこれだけがということではないかとは思うんですけど、ぜひ県としても必要な方々にこの支援が確実に届く仕組みを構築されますように御尽力いただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 十三番吉田ゆかり議員の発言を許可いたします。

——吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 無所属の吉田ゆかりです。通告に従いまして質疑を行つてまいります。

○議長（工藤慎康） 十三番吉田ゆかり議員の発言を許可いたします。
——吉田議員。

歳出十款四項一目「高等学校総務費」及び歳出十款五項一目「特別支援学校費」、教職員の給与費について。

初めに、教職員の給与に係る補正予算の内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 教職員の給与費に係る補正予算は、県人事委員会勧告に基づく給与改定に要する経費として約二十六億四千万円を増額し、いわゆる給特法等の一部改正に基づく給与改定に要する経費として約八千万円を増額する一方で、給与改定以外の精査分として約二十一億四千万円を減額するもので、全体では約五億八千万円の増額となっています。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。

次に、給与改定以外の主な補正理由について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 給与改定以外の主な補正理由としては、当初見込んでいた教職員定数に対して、今年度五月一日現在の児童生徒数により算定した教職員定数が減少したことによる給与費の減、正規職員の欠員に伴い臨時職員を配置したことや、志願者不足等の影響で臨時講師を配置できない学校があつたことによる給与費の減、当初見込んでいた産休等代替定数と実際の産休等取得者数に差が生じたことに伴う給与費の減などが挙げられます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 本補正では、教員不足に伴い、当初予定していた教職員の適正配置が行えなかつたことから給与費が減額されています。教職員の給与補正といえば、例年、国の人事院勧告に伴う給与改定が中心となります。今回の減額は教員不足による未配置も要因とのことです。

教員確保が困難な背景や採用計画、配置計画についての県教育委員会

の御所見を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 教員確保が困難な背景としては、近年、定年等による教員の退職者数が多く、それに伴い採用者数が増加している状況が続いており、臨時講師等をしながら採用を目指す既卒者がこの数年で多く採用されたことが挙げられます。

正規教員の採用者数については、将来の退職者数、学級数の増減等を総合的に勘案して決定しており、今後も児童生徒数の減少や学校統廃合等に伴う定数減が予想される中、定年引上げや中長期的にバランスの取れた年齢構成とすることなども考慮しながら決定していく必要があるものと考えています。県教育委員会としましては、今後とも教員の退職者数、児童生徒数の推移及び学校統廃合等を見極めながら、適切な教員の配置に努めてまいります。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 教職員の給与費に関する質疑を行いましたけれども、本県では教職員の不足が続き、適正な配置が十分に確保されない状況が見られます。教員一人一人の負担増は、授業の質の低下のみならず、児童生徒の学びや成長にも大きな影響を及ぼすものであります。未来を担う子供たちがどの地域に暮らしても必要な支援を受け、安心して学べる環境を整えることは、県の最も重要な責務の一つであります。県教育委員会におかれましては、今回の減額補正の要因を受け止め、教員確保のための総合的な対策を一層強力に進めていただくよう強く要望いたします。

次に、債務負担行為、令和七年度交通安全施設整備費についてです。通学路スクランライン事業は、関係機関が連携し、通学路の安全確保を図る重要な取組でありますが、概要と時期、優先箇所などについては、井本議員からの質疑への御答弁により理解いたしましたので、私からは、県警察では通学路スクランライン事業について、今後どのように取

り組んでいくのかについて伺います。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 令和八年春は、児童の交通安全を図るため、県に加え、国、市町村とも合同で小学校周辺の横断歩道や中央線の塗り直しを行えるよう検討しております。

それ以降も、本事業の効果を検証しつつ、より効果的な実施箇所を選定するなど、本事業の継続を検討していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 通学路の安全確保は非常に重要です。特に歩道の狭い区間や交通量の多い路線では、子供たちが危険を感じながら登下校している実態があります。

スクラムライン事業は、学校、道路管理者、警察が連携し、危険箇所を総点検して改善につなげる大変意義のある取組であります。つきましては、これまでの成果をさらに広げ、地域住民や保護者からの声を丁寧に拾い上げながら、危険箇所の改善を一層加速していただき、子供たちの命を守るために対策について、実効性ある整備を強力に進めていただけますよう要望いたします。

次に、議案第三十二号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」、歳出八款二項二目「道路維持費」、道路交通安全施設整備費の内容等について。

初めに、今回の補正予算の内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 今回の補正予算は、国において閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策の内容を踏まえ、今後の国からの追加割当てを見込み、補正するものであり、このうち、道路の無電柱化を実施するため、道路交通安全施設整備費として約七億六千万円を計上したものです。

具体的には、県道鶴ヶ坂千刈線青森市三内工区や、国道三百三十八号

むつ市中央から松山町までの二工区を含む七路線十工区で無電柱化を実施するものです。

本県は、津軽半島や下北半島をはじめ、海岸線が長く、県全体が半島であるとも言われ、豪雪、暴風、津波などの自然災害リスクが高い地域が多く存在します。こうした地域構造を踏まえると、無電柱化は重要な施策であると考へております。特に主要道路や避難路、医療機関、消防施設へのアクセス道路、県全体の防災・減災対策の中核に位置づける必要があります。

むつ市においては、広域的な災害対応を行うオフサイトセンター、さらに、デジタル防災センターなどの防災拠点の整備を進めているところです。こうした防災機能を効果的に発揮させるためにも、無電柱化による道路ネットワークの強靭化は欠かせません。

そこで、国道三百三十八号むつ市中央から松山町までの工区の無電柱化の取組について伺います。

初めに、今回の補正予算の内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 道路の無電柱化は、災害発生時を見据えた道路機能強化、歩行者空間の安全性の確保、そして、良好な景観の形成といった観点から極めて重要な事業であります。青森県無電柱化推進計画に基づいて、計画的に事業を進めております。

平成三十年度に事業化した御指摘の国道三百三十八号むつ市中央から松山町までの二工区につきましては、測量設計が完了し、電線管理者との調整がついた箇所から順次工事を実施しており、今回、約五百六十

マートル又間を前題にして、人事着手すべしといふ見込みやうが。

○議長（上藤慎康） 古田議員。

○十川郷（古田重夫） あつがいいゝやうな事。無電柱化は道路の安全確保、災害時の迅速な救助・救急活動、県民の命を守るに直結する取組であります。県におかれましては、半島地域の実情を踏まえ、主要路線からの生活道路まで県全体で計画的かつ着実に無電柱化を進めています。また、共同溝など先進的な技術も積極的に活用して、将来を見据えた強靭な道路ネットワークの構築に取り組んでいただけます。非常に強く要望いたします。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（上藤慎康） これをおいて質疑を終わります。

◎ 人事案件委員会付託省略

○議長（上藤慎康） お詫びいたします。議案第十一号は、人事案件につき、委員会付託を省略いたしましたことを明記します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（上藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、やむを得て決定したしました。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（上藤慎康） 議案第一号から議案第十一号及び議案第十二号を置付しておきます。議案付託表によれば、それぞれ所管委員会に付託いたしました。

番号	件名
議案第1号 令和7年度青森県一般会計補正予算（第3号）案	

第1表

歳入歳出予算補正

歳入	歳出
第1款 県税	第1款 議会費
第2款 地方消費税清算金	第2款 第1項 総務管理費
第6款 地方交付税	第2項 企画費中所管分
第10款	第3項 県民生活費中所管分
第1項 国庫負担金中所管分	第4項 微税費
第2項 国庫補助金中所管分	第5項 市町村振興費
第3項 委託金中所管分	第6項 選挙費
第13款	第8項 統計調査費
第2項 基金繰入金中所管分	第9項 人事委員会費
第3款	第10項 監査委員費
第1項 社会福祉費中所管分	第1項 労政費
第2項 児童福祉費中所管分	第3項 労働委員会費
第5款	第10款 第1項 教育総務費中所管分
第13款 諸支出金	第13款

第4表

債務負担行為補正中所管分

議案第4号	令和7年度青森県管理特別会計補正予算（第1号）案
議案第10号	青森県政党交付金による都道府県提出文書写し交付手数料徴収条例案
議案第11号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第13号	青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第14号	青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第19号	青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例案

第324回定期会議案付託表

議案第20号	青森県議会議員及び青森県知事の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案	
議案第21号	当せん金付証票の発売金額の決定の件	
議案第22号	工事の請負契約の件	
議案第24号	公の施設の指定管理者の指定の件	
議案第30号	公共施設等の整備等に關する事業契約の一部変更の件	
議案第33号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案	
第1表	歳入歳出予算補正	
歳 入	歳 出	
第6款 地方交付税	第3款	
第16款 県債	第2項 児童福祉費	
第2表 緑越明許費補正中所管分		
第4表 地方債補正		

番 号	件 名
議案第1号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第3号)案
第1表	歳入歳出予算補正
歳 入	歳 出
第10款	第3款
第1項 国庫負担金中所管分	第1項 社会福祉費中所管分
第2項 国庫補助金中所管分	第2項 児童福祉費中所管分
第3項 委託金中所管分	第3項 生活保護費
第15款 雇入中所管分	第4項 社会保険費
第6項 雇入中所管分	第4款 環境保健費
	第7款 第3項 大規模開発費
第3表	緑越明許費補正中所管分
議案第2号	令和7年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計補正予算(第1号)案
議案第8号	令和7年度青森県病院事業会計補正予算(第2号)案
議案第15号	青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に關する条例の一部を改正する条例案
議案第16号	青森県企業職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部を改正する条例案
議案第23号	損害賠償の額の決定の件
議案第31号	公立大学法人青森県立保健大学の中期目標の策定の件
議案第33号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案
第1表	歳入歳出予算補正
歳 入	歳 出
	第3款 第1項 社会福祉費
	第4款 環境保健費

番号	件名
議案第1号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第3号)案 第1表 賛入歳出予算補正
第10款	農林水産業費 歳入 歳出
第2項 国庫補助金中所管分	第6款 農林水産業費 歳入 歳出
第3項 委託金中所管分	
第15款	
第6項 雑入中所管分	
第3表 緯越明許費補正中所管分	
議案第3号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案 第1表 賛入歳出予算補正
第8款	農林水産業費 歳入 歳出
第1項 分担金	第6款 農林水産業費 歳入 歳出
第2項 負担金中所管分	
第10款	
第1項 国庫負担金	
第2項 国庫補助金中所管分	
第2表 緯越明許費補正中所管分	
第3表 債務負担行為補正中所管分	

番号	件名
議案第1号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第3号)案 第1表 賛入歳出予算補正
第10款	農林水産業費 歳入 歳出
第2項 国庫補助金中所管分	第2款 企画費中所管分 第3項 県民生活費中所管分
第3項 委託金中所管分	第5款 第2項 職業訓練費 第7款 第1項 商工費 第2項 觀光費
第4表 債務負担行為補正中所管分	
議案第6号	令和7年度青森県鉄道施設事業特別会計補正予算(第1号)案
議案第7号	令和7年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)案
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定の件

第324回定期例会文教公安委員会議案付託表

第324回定期例会建設危機管理委員会議案付託表

番号	件名
議案第1号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第3号)案
第1表 蔡入歳出予算補正	歳入 歳出
第9款 使用料及び手数料	第2款 企画費中所管分
第10款 国庫負担金中所管分	第2項 警察費
第1項 国庫補助金中所管分	第10款 教育総務費中所管分
第2項 委託金中所管分	第1項 小学校費
第3項 基金繰入金中所管分	第2項 中学校費
第13款 第2項 高等学校費	第3項 特別支援学校費
第4項 受託事業収入	第4項 社会教育費
第5款 稽入中所管分	第6項 保健体育費
第6項 稽入中所管分	第7項 特別会計繰入金
第2表 繼続費補正	第4表 債務負担行為補正中所管分
第4表 債務負担行為補正中所管分	第3表 繰越明許費補正中所管分
議案第17号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	第4表 債務負担行為補正中所管分
議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	第5表 令和7年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)案
議案第33号 令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案	議案第3号 令和7年度青森県下水道事業会計補正予算(第2号)案
第1表 蔡入歳出予算補正	議案第5号 令和7年度青森県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)案
歳入	議案第9号 令和7年度青森県下水道事業会計補正予算(第2号)案
第10款 国庫補助金中所管分	議案第26号 公の施設の指定管理者の指定の件
第2項 国庫補助金中所管分	議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の件
	議案第28号 公の施設の指定管理者の指定の件
	議案第29号 公の施設の指定管理者の指定の件
	議案第33号 令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案
	第1表 蔡入歳出予算補正
	歳入
	歳出
	第9款 警察費

番号	件名
議案第1号	令和7年度青森県一般会計補正予算(第3号)案
第1表 蔡入歳出予算補正	歳入 歳出
第8款 分担金及び負担金	第2款 防災費
第10款 国庫補助金中所管分	第8款 土木費
第3項 委託金中所管分	第3項 委託金中所管分
第13款 第1項 特別会計繰入金	第1項 特別会計繰入金
第4表 債務負担行為補正中所管分	第4表 債務負担行為補正中所管分
第5表 令和7年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)案	第5表 令和7年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)案
議案第9号 令和7年度青森県下水道事業会計補正予算(第2号)案	議案第9号 令和7年度青森県下水道事業会計補正予算(第2号)案
議案第26号 公の施設の指定管理者の指定の件	議案第26号 公の施設の指定管理者の指定の件
議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の件	議案第27号 公の施設の指定管理者の指定の件
議案第28号 公の施設の指定管理者の指定の件	議案第28号 公の施設の指定管理者の指定の件
議案第29号 公の施設の指定管理者の指定の件	議案第29号 公の施設の指定管理者の指定の件
議案第33号 令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案	議案第33号 令和7年度青森県一般会計補正予算(第4号)案
第1表 蔡入歳出予算補正	第1表 蔡入歳出予算補正
歳入	歳入
第8款 負担金中所管分	第8款 土木費
第2項 国庫補助金中所管分	第2項 国庫補助金中所管分
第10款 国庫補助金中所管分	第2表 繰越明許費補正中所管分
第2項 国庫補助金中所管分	第3表 債務負担行為補正中所管分

請願・陳情文書表

◎ 請願陳情上程・所管委員会付託

(第324回定例会)

○議長（平藤慎康） 請願受理番号第五号及び陳情受理番号第四号を一括議題としていたします。

ただいま議題となりました請願一件及び陳情一件は、配付しておつがす請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

請願			
受理 月日	受理 番号	所管 委員会	件名
11.27	5	総務政策こども 書	青森県私学助成についての請願 青森県私立高等学校保護者全連合会 会長 松橋 勉一
陳情			
受理 月日	受理 番号	所管 委員会	件名
11.27	4	環境厚生	2027年度介護保険制度改定に関する陳情書 生活クラブ生活協同組合 青森 代表 廣田 和香

令和7年11月27日

青森県議会

議長 工藤 慎康 様

青森県私学助成についての請願書

- 要旨
一 私立高等学校経常費補助金の維持・拡充を要請する。
二 私立高等学校等就学支援金および青森県私立高等学校等就学支援費補助金等の維持を要請する。
三 私立高等学校等施設設備の増改築事業費に対する助成の拡充を要請する。
四 生徒減少期に入った今日、從前以上の公私協調による生徒数の安定的収容を図るよう要請する。

1. 私立高等学校経常費補助金の維持・拡充を要請する。
国による私立学校振興助成法が成立して50年を迎へ、青森県私立高等学校保護者会連合会は、私学振興大会のスローガンを受けることなく「豊かな私学教育の振興と保護者負担の軽減のために」と41年間指針を貫き、皆様に支えられながら活動を展開してきました。

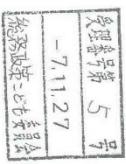
令和7年度の私立高等学校経常費補助金、生徒一人当たり単価364,406円であり、昨年度より5,560円の増額となりました。しかしながら、全国的に見れば全国平均を下回っており、全国第37位東北では第5位となっております。

今後とも私学を通して保護者の負担を少しでも緩和すべく、是非とも私立高等学校経常費補助金が維持・拡充されるようお願い致します。

提出者
青森県私立高等学校保護者会連合会
会長 松橋俊一
事務局：下山学園高等学校
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小川369-1

2. 私立高等学校等就学支援金および青森県私立高等学校等就学支援費補助金等の維持を要請する。
現在、私立高等学校の授業料に対し、国の就学支援金が実施されております。令和7年度においては年収50万円未満の世帯に対し、年収50万円以上12万円の支援が行われています。また、年収71万円未満の世帯に対し、県の就学支援費補助として上乗せ補助も行われています。
- 令和8年度からは就学支援金の收入要件が撤廃され、上限も拡充されることから私立高等学校の授業料は実質無償化となる予定です。しかししながら、授業料以外の学費負担は未だ大きいままあります。
- 私立高等学校に通う生徒・保護者のため、授業料の実質無償化を維持するために、国に対して就学支援金制度の維持を要請するとともに、授業料以外の学費負担軽減のため、青森県私立高等学校等就学支援費補助の維持をお願い致します。

3. 私立高等学校等施設設備の増改築事業費に対する助成の拡充を要請する。
公立高校は新築改築を進めることで、耐震化・防災・安全機能が強化されております。現在の私立高等学校の校舎は、老朽化が進み、構造上危険な建物の改築や補強について耐震性能確保や修繕が求められています。また、近年の夏の異常な暑さを振り返りますと、今後もこのような状況が予想されます。生徒の健康面が危惧されますので空間設備等の設置も進めておりますが、まだ十分とはいえない状況です。学校は時として災害時の避難場所としての役割も果たします。その安全性を確保することは極めて重要であります。私立学校の施設・設備の増改築事業費助成の更なる維持・拡充の検討をお願い致します。



紹介議員 大澤敏彦



紹介議員

工藤悠平



紹介議員

工藤義弘



4. 生徒減少期に入った今日、從前以上の公私協調による生徒数の安定的収容を図るよう要請する。

急激なリソースの過多にあり生徒減少は免れず、各校経営は困難を極めています。公立高等学校と私立高等学校の入学者割合は、これまでおよそ7:3対2で推移していましたが、今後も公私協調を図り、私立高等学校においても安定的に生徒が確保されるようお願い致します。

現在、県の財政状況を踏まえながら、令和7年度も教育に係わる各種事業を重要課題として推進していることを私立高等学校も十分承認しております。その点において、本県の「人づくり」に果たす私立高等学校の役割を再認識していただき、あおもり未来教育ビジョンVery 2.0にある、めざす教育「こどもまんぶか青森」を私立高等学校においても推し進めるべく、是非とも来年度の予算に、私学助成の維持・拡充をご検討いただきようお願い申し上げます。

以上の通り提出いたします。

青森県私立高等学校保護者会連合会
会長 松橋俊



第41回青森県私学振興大会／戸大会

令和7年度

大会参加者数 201名

令和7年度

請願署名数	57,693筆
-------	---------

2027年度介護保険制度改定に関する陳情書

趣旨

提出者 住所 (法人にあっては、所在地)

青森県青森市第二間屋町2丁目8-19

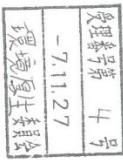
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

生活クラブ生活協同組合 青森

代表 廣田和香

017-62-6755

kyouyuu2@aomori@s-club.coop



介護保険制度がスタートし四半世紀になりますが、介護に関する職員の実質賃金は上昇せらず、全産業の平均給与（報酬）との賃金格差は広がるばかりであり、働き甲斐のある人間らしい仕事（ティーセントワーク）であるにもかかわらず介護従事者不足が続いているのが実情です。2024年度の制度改定では訪問介護の報酬が引き下げられ休憩件数が過去最多となっています。介護職員の報酬引き上げや職場の環境整備についても早急に改定していくことが求められます。また、2021年度の財政制限審議会ではケアマネジメントの10割給付の見直しや要介護1・2を軽度な介護者と位置づけなおす議論が進められました。介護保険料を納めているにもかかわらず介護サービスを利用出来ないという矛盾した議論の経過があり今回の審議会でも再度検討テーマとされています。高齢者が尊厳を保ち自立した生活を送るということが介護保険制度の基本的な理念です。2027年度の制度改正が事業者にも利用者にも持続可能な制度となるよう、以上の趣旨から次第に、地方自治法99条に基づき国に対する意見書を提出するよう陳情します。

(陳情事項)

1. ケアマネジメントの10割給付の維持
2. 在宅介護を支える訪問介護・通所者介護の地域支援への移管に反対
3. 利用者負担の現状維持と低所得者への対策
4. 訪問介護の基本報酬引き上げ
5. 人材不足が危惧されるマネジャー、ホームヘルパー、介護職員を増やすため、実効性のある施策つくり

以上のことより陳情いたします。

令和7年11月19日

住所 青森市第二間屋町2丁目8-19

氏名 生活クラブ生活協同組合 青森

代表 廣田和香

青森県議会議長 工藤 慶康 殿

◎ 発 議 案 上 程

発 議 第 1 号

○議長(工藤慎康) 発議案が提出されましたので、配付しております。
発議第一号から発議第二号までを一括議題といたします。

日本地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年12月3日

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定男 今 博 鶴賀谷 貴高 煙紀子

夏堀 嘉一郎 小笠原 大佑 安藤 晴美 吉俣 洋

田端 深雪 鹿内 博

現在わが国では、他国の軍事組織である米軍が、日本の領土の一部を日本の主権が及ばない区域として占有し、領空・領海を自由に使用し、事故や異常な低空飛行訓練を繰り返している。その米軍に対し、特権的取り扱いを定めているのが日米地位協定である。

米軍基地周辺で有機フッ素化合物（PFAS）汚染が確認されても、基地内に立ち入りって調査することはできない。訓練・演習への規制がなく、航空機事故時にも日本側が捜査権を行使しないという実態がある。これらは歐州諸国には見られない異常な状態である。米軍関係者がおこす刑事事件の第1次裁判権については、「公務外」の場合は日本側にあるとされているものの、「公務中」であれば米国側が持つことになっており、なおかつ、1953年の日米合同委員会で、日本は「実質的に重要であると考えられる事件」以外では裁判権を行使しないと約束している。2024年に国内で発生した米軍関係者（米兵・軍属・家族による一般刑法犯の起訴率は11.8%にとどまり、約9割が不起訴となつておる）、一般刑法犯全体の起訴率（30%台後半）と比べても極端に低いが、その背景には日米地位協定にもとづく特権的扱いがある。

全国知事会は2018年7月、日米地位協定抜本見直しを求める「提言」を全会一致で採択した。そこでは、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法など国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること」を求めているが、独立国としてあまりに当然の要求である。

米軍関係者に日本の主権を及ぼすための地位協定の抜本改定はまつたなしであり、そのための協議をただちに行うように求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

青森県議会議員

非核三原則を堅持することを求める意見書（案）

田名部 定男 今 博 鶴賀谷 實 高畠紀子

夏堀 寧一郎 小笠原 大佑 安藤晴美 吉俣 洋

田端深雪 鹿内 博

青森県議会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年12月3日

青森県議会議長 工藤慎康 殿

提出者（別紙）

非核三原則を堅持することを求める意見書

高市早苗首相は11月11日に国会で、安保3文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）に盛り込まれている「非核三原則」の文言を堅持するかどうかについて明言を避けた。報道では、安保3文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討する方針であるとされている。

核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」とした非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が表明したもので、71年にはこれを「国是」とする国会決議があがっている。その後、核兵器が搭載された米艦船の寄港や有事の際の沖縄への持ち込みについての日米間の密約があったことが明らかになつたが、少なくとも「非核三原則の堅持」は日本政府の公的な立場であり続けている。

世界で唯一の被爆国である日本が「非核三原則」を持つてゐることは、「核兵器のない世界」をめざすうえで極めて重要な意義をもつてゐる。そしてそれは、長崎市長が今年の平和記念式典で非核三原則堅持を求めたように、被爆者の強い願いであり、その見直しは被爆者の想いに背くものである。

国民の生命を守り、「核兵器のない世界」をめざすためにも、国是としてきた「非核三原則」を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

青森県議会議員 工藤 健康 殿

提出者（別紙）

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書（案）

青森県議会議規則第15条の規定により提出する。

田名部 定男 今 博 鶴賀谷 貴高 煙紀子

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

夏堀嘉一郎 小笠原大佑 安藤晴美吉保洋
田端深雪鹿内博

日本で生活する在留外国人は、2025年6月時点で395万人を超え過去最高となっています。外国人労働者数は、2024年10月時点ですべて230万人を超え、外国人労働者は日本の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっています。他方で、日本は、多文化共生のための社会基盤整備が遅れています。外国籍住民（移民）統合に関する政策の国際比較（MIPEx2020）において、日本の政策の評点は47点と低く、52か国中35位にとどまっています。特に「反差別」についての取り組みが不十分とされ、16点ときわめて低い評価を受けています。日本社会における国籍・民族を理由とする差別は、最近、ヘイトスピーチのような差別表現からさらに深刻化し、放火事件など直接的な暴力事件にまで至っており、対策が急務です。在留外国人、とりわけ外国人労働者の増加が今後いつそう見込まれる中で、その受け入れ環境整備が整わず、人権侵害行為が多発しているという状況は何としても改善しなくてはなりません。

国会及び政府に対し、在留外国人の人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備を図ることが喫緊の重要な課題であるとの認識に立ち、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、特に以下の取り組みをいつそう促進するよう要望します。

記

- 1 国の事務・事業の実施に当たって国籍や社会的背景が異なることを理由に国民と不当な差別的取り扱いがなされないようにすること
- 2 国籍や社会的背景が異なることを理由とする人権侵害や紛争の防止・解決に必要な体制を整備すること
- 3 多文化共生社会の形成に関する教育・啓発、国民と在留外国人との交流の促進により、多文化共生社会の形成について国民の関心と理解を深めること
- 4 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を国民とともに円滑に営むことができるための措置を講じること
- 5 学齢期にある在留外国人に対する就学・教育の機会が確保されるよう必要な措置を講じること
- 6 在留外国人に対し必要な支援を提供するために、自治体内に居住する外国人に関する在留資格等の情報を地方自治体と共有し、国と地方との有機的連携を促進すること。
- 7 地方自治体が取り組む多文化共生社会形成のための各種事業について必要な財政措置などの支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月3日

◎ 発議案提案理由説明

○議長（工藤慎康） 発議第一号及び発議第二号について、提出者の説明を求めます。

二十五番吉俣洋議員の登壇を求めます。——吉俣議員。

○二十五番（吉俣 洋） 日本共産党的吉俣洋です。議員発議二件について提案理由説明を行います。

最初に、議員発議第一号「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書（案）」についてです。

高市首相は、自民党総裁選の際、外国人を逮捕しても通訳の手配が間に合わず、不起訴にせざるを得ないと聞くと発言しました。これは直ちに事実無根であることが分かりましたし、先月二十八日には、その高市内閣によつて、国籍などを理由として不当な起訴、または不起訴の判断をすることはないとする閣議決定が行われています。

ところが、これが米軍関係者となると話が変わります。意見書案が指摘するように米軍関係者の起訴率は極端に低く、刑事事件の裁判権は極めて制限されています。沖縄では米兵による犯罪が続いていますが、その背景には、起訴前なら逮捕されないという特権が日米地位協定第十七条によって付与されている事情があります。さらに、土地の利用、空路、海域など、広い範囲で日本の主権が制限されています。我が国の領域内に我が国の主権が及ばないのは異常であり、これを妨げる地位協定の見直しは待ったなしです。

最近は根拠不明の外国人差別の言動が横行していますが、本意見書案が問題にしているのは、外国の軍隊関係者が日本国内で特権を持つ仕組み、ルールそのものです。米軍がいる限りそれは不可避かといえば、そんなことはありません。在留米軍が存在する国であつても、自国の法律や規則を適用させることは常識であつて、それをしない日本のありよう

はあまりに非常識です。全国知事会が地位協定見直しを求めているのも当然であり、本県議会もそれに歩調を合わせ、地位協定見直しを求める意義は大きいと考えます。

次に、発議第二号「非核三原則を堅持することを求める意見書（案）」についてです。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとした非核三原則は、世界で唯一の戦争被爆国としての平和の誓い、国是であり、国際公約でもあります。だから、それは安保三文書の中ですら明記されていました。

高市首相は、非核三原則の堅持を明言しない一方で、十一月二十六日の党首討論で非核三原則は政策上堅持していると述べましたが、九月に出版した編著の中では三原則を邪魔だとし、総裁選に立候補したときには持ち込ませずを議論しなければならないと述べるなど、米軍の核持込み公然化を求めてきました。こうした経緯に照らせば、今、首相が非核三原則堅持を明言しないことそのものが問題です。意見書案が指摘するように、国民の安全を守るためにも非核三原則を堅持すべきです。

被爆地の声に耳を傾けたいと思います。日本被団協は、非核三原則堅持を明言しない首相の態度をゆゆしきこととし、広島県知事は、人類史上初の被爆の惨禍を経験した場所として当然守るべきものだと考えていました。

今年の平和記念式典での広島県知事の挨拶を紹介します。「國破れ山河あり。かつては抑止が破られ國が荒廃しても、再建の礎は残つていました。國守りて山河なし。もし核による抑止が、歴史が証明するようになつか破られて核戦争になれば、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われます。概念としての國家は守るが、国土も國民も復興不能な結末がありうる安全保障に、どんな意味があるのでしよう」。非核三原則は、核のない世界への大事な一步です。

広島県知事のスピーチを続けます。「這い出せず、あるいは苦痛の中で命を奪われた数多くの原爆犠牲者の無念を晴らすためにも、我々も決

して諦めず、粘り強く、核兵器廃絶という光に向けて這い進み、人類の、地球の生と安全を勝ち取ろうではありませんか」。

今重要なのは、非核三原則を堅持する姿勢を明らかにすることです。首相がこれを拒み続いている今、本県議会が非核三原則の堅持を求める意見書を採択することの意義は大きいと考えます。ぜひ御賛同いただきますようお願いし、私の提案理由説明とします。ありがとうございます」といいました。

○議長（工藤慎康） 次に、発議第三号について、提出者の説明を求めます。

五番 小笠原大佑議員の登壇を求めます。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 新政未来の小笠原大佑です。発議第三号「多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書（案）」について、提案の理由を説明いたします。

私たちが誇る青森のリンゴの生産・加工現場やホタテの加工場、そして、コンビニなどで懸命に働く外国の方々の姿は、今や日常の光景となりました。彼らは単なる働き手ではありません。私たちの地域経済を支え、共に暮らすかけがえのない隣人です。人口減少が進む本県において、彼らの存在は、地域の暮らしも大きく支えてくれています。

しかし、日本では、こうした隣人を迎える準備がまだまだ世界的に見て遅れています。特定の国の人を攻撃するヘイトスピーチであったり、差別的な動機による事件など、胸の痛むニュースも後を絶ちません。

（二）ではつきりと申し上げたいのは、私たちが求めているのは、外国人を特別扱いして優遇しようということではないのです。そうではなくて、同じ地域で暮らす隣人として、お互いの違いを認め合い、共に支え合う関係をつくろうということです。

想像してみてください。言葉も習慣も違う国で頼れる人も少ない中、

外国人だからという理由だけで差別され、守ってくれるルールもなかつたらどんなに不安でしょうか。ごみ出しなどの地域の習慣も覚えられ

ず、災害時には逃げ遅れてしまうかもしれません。彼らの人権を無視して孤立させてしまうことは、結果として地域の中での摩擦やトラブルを生み、地域住民の暮らしを脅かすことにもつながりかねません。彼らが言葉や文化の壁を越え、差別なく受け入れられ、地域社会の一員として私たちと共に生きていくこと、それは彼らのためであると同時に、私たち自身が安心して暮らせる地域社会を守るためにも必要なことです。そのために、国に対し、共に生きるための土台となる多文化共生社会の形成についての基本法の制定を強く求めます。

具体的には、一つに、役所の手続等において不当な差別を絶対に許さないこと、また、トラブルに遭った際、すぐに相談、解決できる窓口を整備すること、お互いの理解を深める交流と生活の命綱である日本語教育を保障すること、そして、外国人の子供たちが学校に通えないといった事態をなくし、学ぶ喜びを保障して未来を閉ざさないこと、これらを実施する地方自治体に対し、国が責任を持つて財政支援を行うことです。

今、青森県内は、在留外国人が、二〇二四年末ですけれども、八千六百三人の方々がいらっしゃるそうです。前年から八百六人増ということですが、今後も増えていくことでしょう。国籍に関係なく、誰もがここに住んでよかつたと思える青森県、そして、誰もが当たり前に生きられる青森県のために、本意見書への御賛同をお願い申し上げます。

以上、意見書の提案理由説明といたします。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第一号から発議第三号までは、委員会付託は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

次に、発議第一号から発議第三号までに対する質疑及び討論であります
すが、通告がありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。

これより発議第一号から発議第三号までを採決いたします。

発議第一号から発議第三号まで、以上三件の原案に賛成の方は御起立
を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少數であります。よつて、原案は否決されま
した。

◎ 議 長 休 会 提 議

○議長（工藤慎康） 本職から提議があります。

お詫びいたします。各常任委員会開催のため、明四日及び五日の二日
間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いた
しました。

なお、六日及び七日は県の休日ですから休会であります。
以上をもつて本日の議事は終了いたしました。

十二月八日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時五十一分散会